

基本目標3

安心して活躍できるまちづくり

基本政策3-1

安全で災害に強いまちづくり



基本政策方針

近年、全国各地で大規模な地震災害の発生、気候変動の影響による局地的な豪雨による風水害や土砂災害など、防災・減災に対する意識がますます高まっています。

一方、多様化、複雑化する犯罪や消費者被害、交通事故など、社会不安が増大しており、安全で災害に強いまちづくりが求められています。

そのため、災害対策については、防災・減災を念頭に置きながら、関係機関や消防団、自主防災組織※と連携して各種事業に取り組みます。

また、市民が安全に安心して暮らせるまちづくりに向けて、三世代向け交通安全教室や交通安全施設の整備などの交通安全対策のほか、青色回転灯パトロール隊、地域内の子ども見守り隊等への支援など、地域全体で地域の安全を守る取組を進めます。

さらに、消費者被害の防止に向けた啓発や相談、情報提供に取り組み、被害の未然防止や被害者救済に努めます。

■ 基本政策の構成と展開

基本政策3-1 安全で災害に強いまちづくり

- 施策3-1-1 消防・防災基盤の整備
- 施策3-1-2 自主防災機能の強化
- 施策3-1-3 災害救急救助体制の充実
- 施策3-1-4 自然災害に強いまちの基盤づくり
- 施策3-1-5 市民参加による交通安全のまちづくり
- 施策3-1-6 犯罪を未然に防ぐまちづくり
- 施策3-1-7 消費者保護対策の推進

■ SDGsによる目標



施策3－1－1

担当課／防災基地対策課

消防・防災基盤の整備

[施策の目指す姿]

- 消防車両等の更新や防災拠点施設の整備を行い、火災や大規模災害に備えています。
- 防災行政無線のデジタル化のメリットを活かし、いざというときにも敏速な情報伝達が実現されています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 消防

- 市民の生命と財産を守るため、火災現場での迅速な消火活動を展開するためには、消防団が佐世保市消防局から、定期的に実際の現場を想定した消火活動等の指導を受ける機会を設けるなど、佐世保市消防局と消防団の連携強化が求められます。
- 消防団が使用している積載車や格納庫・詰所、ポンプなどの消防施設、設備の中には、経年劣化が顕著に見られるものがあります。そのため、有事に備え、消防施設、設備等の計画的な整備を図っていく必要があります。

■ 防災

- 近年の自然災害は激甚化しており、いつ大規模災害が起きてもおかしくない状況です。災害時・平常時を通じて、有効利用できる備蓄倉庫等を有した防災拠点施設を整備し、大規模災害に備える必要があります。

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3－1－1 消防・防災基盤の整備

- 3-1-1-1 常備消防の支援
- 3-1-1-2 消防施設等の整備
- 3-1-1-3 防災行政無線の保守
- 3-1-1-4 防災拠点施設の整備

■ 市の取組(細施策)

3-1-1-1:常備消防の支援

- 佐世保市消防局から消火活動の指導を仰ぎ、消防団との連携強化を図ることで、現場での的確な支援に努めます。

3-1-1-2:消防施設等の整備【総合戦略4-1②】

- 消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式動力ポンプ、消防水利の計画的な整備を図ります。また、災害時の避難所として利用でき、応急活動の地域拠点となる消防格納庫・詰所の整備を推進します。

3-1-1-3:防災行政無線の保守

- 災害情報の敏速な伝達ができるよう、防災行政無線の保守を継続して実施します。また、聴覚障がい者にも情報が届く伝達体制の構築を図ります。

3-1-1-4:防災拠点施設の整備【総合戦略4-1②】

- 大規模災害に備えるため、災害時、平常時を通じて有効利用できる防災拠点施設を整備します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)――

- ・消防や防災などの活動に参加しましょう。

●関連する個別計画

- 西海市地域防災計画
- 西海市国土強靭化地域計画

●数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	消防水利設置数	R2	1,350箇所	1,360箇所

施策3－1－2

担当課／防災基地対策課

自主防災機能の強化

[施策の目指す姿]

- 市民一人ひとりが火災を未然に防ぐ高い防火意識が浸透し、火災予防に取り組む市民が増えています。
- 消防団の強化が図られ、若者や女性が積極的に入団する活気あふれた、消防団になっています。
- 地域住民が一体となって防災対策に取り組む、自主防災組織^{*}が育成され、市民の自助、地域の共助、行政による公助の協働体制が確立されています。

● 施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 火災

- 本市では、直近5か年の火災発生件数の平均値が約14件と、佐世保市消防局管轄の他市町村と比較しても高い数値となっています。火災区分の中でも、近年は特に一般建物火災や野焼きによるその他火災が増加傾向にあり、これらをいかにして未然に防いでいくかが重要になっています。
- 一般建物火災の原因はコンセントに埃が詰まることによって起る漏電や、料理中の火の消し忘れなど日頃から注意をしていれば防ぐことができるものが大半を占めています。野焼きに関しても、目を離した隙に延焼してしまったというケースがほとんどです。
- 火災を未然に防ぐためには、消防団の組織強化だけでなく、消防団によるパレードや、子ども向けの火災予防教室などの啓発活動を行っていくことで、市民の皆様に高い防火意識を持っていただくような取組を強化していくことが求められます。

図表 火災発生件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
火災発生件数(件)	13	18	18	9	16

資料：佐世保市消防局・火災統計

■ 自主防災組織

- 地域住民が一体となって防災対策に取り組めるよう、自主防災組織の育成を図ります。
- 自主防災組織による避難所運営や防災訓練など防災に対する取り組みを推進していく必要があります。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-1-2 自主防災機能の強化

- 3-1-2-1 消防団の強化
- 3-1-2-2 自主防災組織の育成
- 3-1-2-3 防災訓練の実施

■ 市の取組(細施策)

3-1-2-1:消防団の強化【総合戦略4-1②】

○消防団の強化を図り、基本団員確保のため若者や女性の入団を促進するほか、機能別消防団※の導入について検討します。また、啓発活動に積極的に取り組み、市民の防火意識の強化に努めます。

3-1-2-2:自主防災組織の育成【総合戦略4-1②】

○地域住民が一体となって防災対策に取り組むよう、自主防災組織※の育成を図ります。

3-1-2-3:防災訓練の実施【総合戦略4-1②】

○自衛隊、警察、消防署、消防団、自主防災組織などの関係機関と連携し、大規模災害発生時の対応訓練として、現地対策本部の設置や倒壊家屋及び被災車両からの救助訓練、炊き出し、ボランティアの受け入れ訓練などに取り組みます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・住宅用火災警報器を設置するなど、火災予防に対する意識を高めましょう。
- ・消防団の活動を理解し、積極的に入団、協力しましょう。
- ・自然災害の発生に備え、防災用品の備蓄や防災訓練等に参加しましょう。
- ・いざというときに支え合えるよう、普段から地域との関わりを持ち、地域防災力を高めましょう。

● 関連する個別計画

○西海市地域防災計画

○西海市国土強靭化地域計画

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	火災発生件数	R2	16件/年	11件/年
2	自主防災組織訓練回数	R2	0件/年	10件/年
3	防災士数	R2	44人	100人

施策3－1－3

担当課／防災基地対策課

災害救急救助体制の充実

[施策の目指す姿]

- 災害発生時に敏速な対応が行えるよう、西海市地域防災計画の見直しを行い、地域の災害による被害拡大を未然に防ぐ体制づくりが進んでいます。
- 災害時に市民が素早く安全に避難できるよう、災害の種類に応じた防災ハザードマップ*が整備されています。

● 施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 災害救急救助体制

- 災害・緊急時の対応においては、即時性、双方向での情報共有が重要であり、災害発生時に迅速な対応が行えるよう、西海市地域防災計画の見直しを行うとともに、計画に基づく危機管理体制の充実を図ります。
- 近年、頻発、甚大化傾向にある自然災害に対し、防災行政無線デジタル化のメリットを活かし、迅速に情報の届く伝達体制が求められます。また、市ウェブサイトや SNS*等、複数の方法による避難情報等の伝達に取り組み、さらなる体制の充実を図る必要があります。
- 災害時に市民が素早く安全に避難できるよう、災害の種類に応じた避難所及び避難場所、避難路の確立を図るため、避難路の指定を行い、防災ハザードマップの更新を行う必要があります。
- 救急救助体制については、佐世保市消防局との連携強化を図り、ドクターへリ、防災ヘリ及び自衛隊ヘリの活用等、体制の強化が求められます。

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3－1－3 災害救急救助体制の充実

3－1－3－1 防災体制の充実

3－1－3－2 市民の安全確保

3－1－3－3 災害・救急救助体制の強化

■ 市の取組(細施策)

3-1-3-1:防災体制の充実【総合戦略4-1②】

○災害発生時に敏速な対応が行えるよう、西海市地域防災計画の見直しを行うとともに、計画に基づく体制の充実を図ります。

3-1-3-2:市民の安全確保【総合戦略4-1②】

○災害時に市民が素早く安全に避難できるよう、災害の種類に応じた避難所及び避難場所、避難路の確立を図るため、防災ハザードマップ※の適宜更新や情報発信により、安全確保に努めます。

○防災行政無線のデジタル化による双方向通信やデータ通信などを活用することで、聴覚障がい者(児)等にも迅速に情報が届くよう体制の充実を図ります。

○避難所における感染症予防対策として、適切な収容定員の設定や感染予防に必要な資器材の確保等に努めます。

3-1-3-3:災害・救急救助体制の強化

○消防業務を委託している佐世保市、隣接市町、ドクターヘリ、防災ヘリを運用する長崎県、夜間の緊急搬送を要請する自衛隊等と緊密に連携し、効率的な救急救助体制の維持、構築に取り組みます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・災害時の避難場所や身近な危険箇所をあらかじめ把握しておきましょう。
- ・高齢者や障がい者、妊産婦等の避難支援や、避難所での援助を求められたときは、できる限り協力しましょう。

● 関連する個別計画

○西海市地域防災計画

○西海市国土強靭化地域計画

施策3-1-4

担当課／建設課、住宅建築課

自然災害に強いまちの基盤づくり

[施策の目指す姿]

- 自然災害に強い基盤整備(ハード対策)を実施することにより、災害に対して市民の安全安心で快適に暮らせる環境が確保されています。
- 公共公益施設のバリアフリー化*や災害への対策等の整備が図られ、安心して施設を利用できます。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 災害に強いまちづくり

- 近年、全国各地で集中豪雨や台風による土砂災害や洪水、地震による災害が多発しており、本市ではこのような自然災害から市民の生命や財産を守るために各種事業に取り組んできましたが、まだまだ十分とはいえない状況です。
- 近年の地震の発生は、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震、岩手・宮城内陸地震、東日本大震災、熊本地震のように、予測できない地域で大きな被害を引き起こしており、全国的に地震対策が推進されています。
- 本市の既存建築物の安全性の確保と対策については、地域の実情に応じた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策を計画的に推進する必要があります。

図表 急傾斜地崩壊危険箇所の整備率

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
危険箇所の整備率(%)	30.58	30.92	30.92	30.92	31.27

資料：急傾斜地崩壊危険箇所調査台帳（県H13）

図表 市所有建築物の耐震化実績

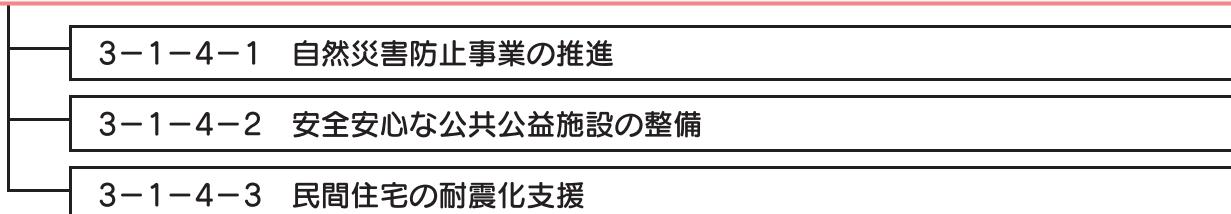
	平成18年	平成22年	令和元年
耐震化率(%)	38.5	70.0	92.1

資料：西海市建築物耐震改修促進計画

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-1-4 自然災害に強いまちの基盤づくり



■ 市の取組(細施策)

3-1-4-1:自然災害防止事業の推進

○県の協力を得ながら、河川改修事業や海岸保全事業、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業、砂防事業などの各種事業を推進します。

3-1-4-2:安全安心な公共公益施設の整備

○公共公益施設の整備にあたっては、西海市建築物耐震改修促進計画に基づき耐震や免震構造の導入を推進します。

3-1-4-3:民間住宅の耐震化支援【総合戦略4-1③】

○一般住宅での耐震化診断、必要な改修に対する支援等を実施し、民間住宅の耐震化を支援します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・自然災害防止事業による整備を要望する際は、該当地の名義人・相続人からの用地寄附等事業同意書を取得し、要望しましょう。
- ・被害を最小限に食い止めるために、住宅の耐震化について理解を深めましょう。

●関連する個別計画

- 西海市建築物耐震改修促進計画
- 西海市地域防災計画
- 西海市国土強靭化地域計画

●数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	急傾斜地崩壊危険箇所の整備率	R2	31.27%	31.90%
2	市所有建築物の耐震化実績(遊休施設を除く)	R2	92.1%	100.0%

施策3-1-5

担当課／市民課

市民参加による交通安全のまちづくり

[施策の目指す姿]

- 交通安全運動等を通じて交通安全意識が高まり、マナーが守られています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 交通安全

- 本市では、主に高齢者と子どもに対して参加体験型交通安全教室を開催し、交通ルール遵守の大切さ等を学ぶ機会としています。今後も開催規模や参加する年齢層に応じた交通安全イベントを開催することで、交通事故を1件でも減らすことができるよう、引き続き取り組む必要があります。
- 令和3年度からドライブレコーダー設置促進事業補助金を創設し、ドライブレコーダーの普及促進を図ることで、市民の安全運転意識の向上、交通事故の減少に取り組んでいます。

図表 高齢者と子どもの参加体験型交通安全教室参加者数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
参加者数(人)	200	200	800	600	中止

※一般参加者を含む

資料：市民課

図表 西海市内での交通事故件数（人身事故）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
交通事故件数(件)	70	78	70	46	49

資料：西海警察署

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-1-5 市民参加による交通安全のまちづくり

- 3-1-5-1 交通安全意識の啓発活動の強化
- 3-1-5-2 交通安全教育の推進
- 3-1-5-3 市民による交通安全活動の支援
- 3-1-5-4 ドライブレコーダー設置促進(交通安全)

■ 市の取組(細施策)

3-1-5-1:交通安全意識の啓発活動の強化【総合戦略4-1④】

○警察をはじめ関係団体との連携を深めながら交通事故の原因や要因を分析し、地域の特性に応じた啓発活動の強化を図ります。また、関係団体との連携による交通安全教室の実施など、高齢者の交通安全意識の高揚に努めます。

3-1-5-2:交通安全教育の推進【総合戦略4-1④】

○児童生徒の発達段階や地域の実情に応じ、生涯にわたる交通安全教育の推進を図り、全市的な活動への進展を図ります。

3-1-5-3:市民による交通安全活動の支援【総合戦略4-1④】

○学校関係者、地域と通学路における危険箇所の情報を共有し、危険箇所の解消に努めることで、市民による交通安全活動を支援します。

3-1-5-4:ドライブレコーダー設置促進(交通安全)

○ドライブレコーダー購入・取付費に対する補助金を支出し、ドライブレコーダーの普及促進を行い、市民の安全運転意識の向上、交通事故の減少を図ります。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。
- ・交通安全教室へ参加し、交通安全に努めましょう。
- ・地域・PTAは、飛び出し注意看板の設置、横断歩道端へのストップマークの設置に協力しましょう。

● 関連する個別計画

○西海市交通安全計画

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	高齢者と子どもの参加体験型交通安全教室への参加 (累計)	R2	高齢者：417人 子ども：597人 (H28～R2)	高齢者：500人 子ども：500人 (R4～R8)
2	市内の交通人身事故件数	R2	49件/年	35件/年

施策3-1-6

担当課／市民課

犯罪を未然に防ぐまちづくり

[施策の目指す姿]

- 防犯活動等を通じて安全への意識が高まり、犯罪に巻き込まれない、安全安心なまちづくりが進んでいます。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■防犯対策

- 子どもに対する防犯、見守り活動については、警察公認の私設青色回転灯パトロール隊の定期的な市内巡回や、区長を中心とした地域の見守り団体の活動等が行われています。
- 新型コロナウイルス感染症の影響等により、外出を控え、自宅にとどまる高齢者が増えたことに伴い、特殊詐欺件数及び被害額が増加しています。市内での実被害は発生していませんが、市民が特殊詐欺に遭わないためにも、引き続き街頭指導、広報紙等で防犯啓発活動を行う必要があります。
- 本市では、夜間の犯罪防止や通学時の安全確保のため、防犯外灯の整備などを進めており、新たな整備、取替を行う際は、環境負荷が少なく、長寿命のLED型防犯外灯の設置を推進しています。
- 令和3年度からドライブレコーダー設置促進事業補助金を創設。動く防犯カメラとして、犯罪の未然防止・早期発見に向け、ドライブレコーダーを設置した市民に協力していただいています。

図表 新規防犯外灯設置数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
防犯外灯設置数(基)	38	19	45	54	63

資料：市民課

図表 西海市内の犯罪認知件数

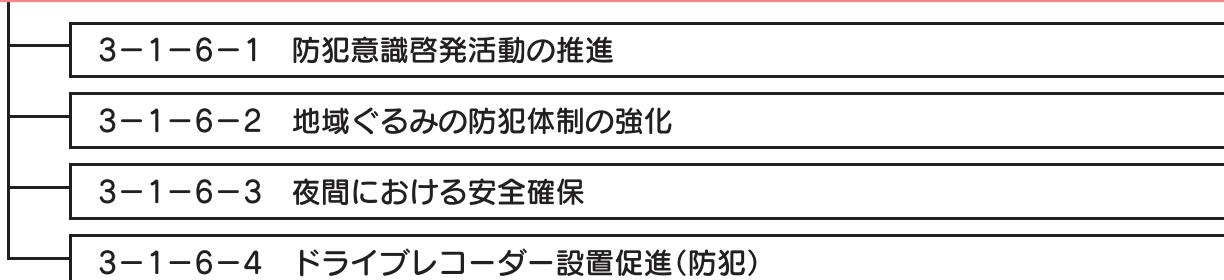
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
犯罪認知件数(件)	61	69	57	40	29

資料：西海警察署

●施策での取組

■施策の構成と展開

施策3-1-6 犯罪を未然に防ぐまちづくり



■ 市の取組(細施策)

3-1-6-1:防犯意識啓発活動の推進【総合戦略4-1④】

○防犯に対する市民意識の高揚を図るため、地域、学校、警察をはじめとする関係機関と協力連携し、防犯意識啓発活動を推進します。

3-1-6-2:地域ぐるみの防犯体制の強化【総合戦略4-1④】

○市民参加による地域ぐるみの防犯体制の強化を図るため、活動支援と各団体の連携を推進します。

3-1-6-3:夜間における安全確保【総合戦略4-1④】

○夜間における市民の安全確保を図るため、防犯外灯などの防犯施設の整備を推進し、適正な管理に努めます。

○地域の要望に応じて防犯外灯の設置、取替にあたっては、LED灯の設置に努め、電気料金及び修繕料の経費削減に取り組みます。

3-1-6-4:ドライブレコーダー設置促進(防犯)

○ドライブレコーダー購入・取付費に対する補助金を出し、ドライブレコーダーの普及促進を行い、動く防犯カメラとして、犯罪の未然防止・早期発見に努めます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・地域ぐるみで行う防犯活動に積極的に参加しましょう。
- ・電話をしながら ATM操作をしている方を見かけたら、声をかけたり、金融機関の職員や警察に通報しましょう。
- ・通園・通学時の見守り等、子どもの安全を守る活動に参加、協力しましょう。

● 関連する個別計画

○なし

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	市内の防犯外灯総設置数	R2	3,806基	3,900基
2	市内の犯罪認知件数	R2	29件/年	14件/年

施策3－1－7

担当課／市民課

消費者保護対策の推進

[施策の目指す姿]

- 相談体制が充実し、誰もが安心して消費生活を送っています。
- 消費者被害防止のための啓発が、被害の未然防止につながっています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 消費者保護対策

- 多種多様化かつ巧妙化していく消費者問題において、特に高齢者の被害が顕著であるため、出前講座等を通じて、消費者問題に関する知識習得機会の提供を行う必要があります。また、令和4年4月1日からの改正民法施行により、成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられました。成年になると法定代理人(保護者等)の同意なしに契約等ができるようになり、未成年を理由とした契約の取り消しができなくなるため、18歳からの若年者への消費生活意識の啓発を行う必要があります。
- インターネットの普及や市民の価値観の多様化などを背景に、消費生活相談内容も多岐にわたっており、相談員に求められるスキルがより専門的となつたため、それぞれの状況に即した対応ができるよう、相談員スキルアップ研修の充実、相談員への処遇改善が必要です。
- 消費生活センターでは、商品やサービスに関する相談、架空請求や悪質商法による被害及び多重債務問題に対して、有資格の相談員が、きめ細やかな相談対応をしており、トラブルが解決に至る割合は県内で比較的高い水準を維持しています。
- インターネットの普及や市民の価値観の多様化などを背景に、消費生活センターに寄せられる相談内容も多様化しており、それぞれの状況に即した対応を効率的に行うことが求められています。
- 消費者に不利益が生じるトラブル防止のための啓発活動と、発生した場合の迅速な対応がより一層求められています。

図表 消費生活に関する出前講座等参加者数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
参加者数(人)	472	372	1,121	1,302	692

資料：市民課

図表 消費生活に関する相談件数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
相談件数(件)	89	108	102	113	106

資料：市民課

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-1-7 消費者保護対策の推進

3-1-7-1 啓発活動の推進

3-1-7-2 相談体制の充実

■ 市の取組(細施策)

3-1-7-1:啓発活動の推進

○多種多様化かつ巧妙化していく消費者問題の被害から市民を守るため、出前講座などの小地区単位での学習会を開催するなど、市民に対する消費者問題に関する知識習得機会の提供に努めます。また、18歳からの若年者への消費生活意識啓発を行います。

3-1-7-2:相談体制の充実

○消費者問題に対し、迅速かつ適切な対応を図るため、県消費生活センターや警察署などの関係機関と連携を図り、消費生活相談体制の充実、強化に努めます。

○事業者等との消費生活ネットワークを強化し、消費生活に関する被害の防止に努めます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・困ったときは、ひとりで悩まずに、「消費者ホットライン」188に相談しましょう。
- ・消費者トラブルなどに遭ったときは、消費生活センターに相談しましょう。

● 関連する個別計画

○西海市地域福祉計画

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	出前講座・授業支援参加者数	R2	692人/年	700人/年

基本政策3-2

安心できる医療・介護・救急体制の充実



基本政策方針

いつでも、どこでも、誰でも、症状に応じた適切な医療や介護が受けられる環境は、病気やけがの早期治療や要介護度の重度化防止により、安心して生活できることにつながります。また、医療費・介護保険費用の抑制、救急患者の円滑な治療、医療従事者の負担軽減などにつながります。

そのため、安心できる医療・介護・救急体制の充実に向けて、離島をはじめとする、市内での医療従事者の確保、民間医療機関の拡充、誘致に加え、関係機関との調整を図りながら、限られた医療資源の有効活用を目的に市民の意識向上を図ります。

また、すべての市民が急病時に安心して適切な診療を受けることができるよう、市内外の医療機関との連携を強化し、救急・休日・夜間を含めた地域医療・救急医療体制の充実に努めます。

さらに、介護施設などと連携し、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供されるよう、地域包括ケアシステム※の深化に向けて取り組むことで、安心できる医療・介護・救急体制の充実を図ります。

■ 基本政策の構成と展開

基本政策3-2 安心できる医療・介護・救急体制の充実

- 施策3-2-1 地域医療の核となる診療所の機能充実
- 施策3-2-2 地域包括ケアシステムの深化
- 施策3-2-3 救急医療体制の充実
- 施策3-2-4 持続可能な医療提供体制の整備

■ SDGsによる目標



施策3－2－1

担当課／健康ほけん課

地域医療の核となる診療所の機能充実

[施策の目指す姿]

- 国民健康保険直営診療所事業の医師確保に努め、適正な運営が行われています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■離島医療

- 住民が住み慣れた地域で安心して医療が受けられるよう、診療所は地域医療の核となってきます。
- 離島・へき地等においては、医師をはじめとする医療従事者の確保が困難な状況であり、関係機関と連携を図りながら、医療供給体制の維持に努めます。

図表 3 離島の人口推移

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
江島(人)	134	130	117	112	112
平島(人)	205	188	170	157	153
松島(人)	515	494	479	462	452

資料：西海市人口動態統計

図表 3 診療所の年間診療件数

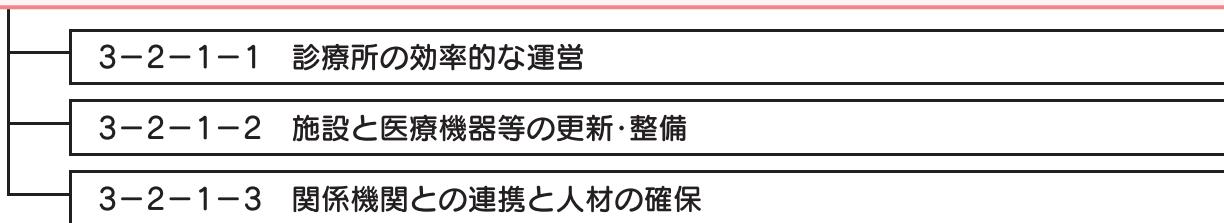
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
江島診療所(件)	695	799	813	793	636
平島診療所(件)	1,226	1,114	1,018	918	878
松島診療所(件)	1,710	1,667	1,548	1,357	1,108

資料：診療状況報告書

●施策での取組

■施策の構成と展開

施策3－2－1 地域医療の核となる診療所の機能充実



■ 市の取組(細施策)

3-2-1-1:診療所の効率的な運営【総合戦略4-2③】

- 国保診療所が、健全経営のもとで離島・へき地の地域医療の核となるよう、効率的な運営に取り組みます。また、離島医師確保のため、関係機関と連携しながら、雇用確保に努めます。

3-2-1-2:施設と医療機器等の更新・整備【総合戦略4-2③】

- 老朽化した施設の計画的な整備と計画的な医療機器の更新を図ります。
- オンラインによる診療情報確認など、デジタル技術の利活用に必要な機器等の整備を図ります。

3-2-1-3:関係機関との連携と人材の確保【総合戦略4-2③】

- ながさき地域医療人材支援センター等の関係機関との連携を図りながら、医師や看護師の人材確保に努めます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・高齢者になっても住み慣れた地域で、平等に医療が受けられるよう、すべての世代で支えあう地域にしましょう。

● 関連する個別計画

- なし

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	常勤医師数	R2	2人	3人
2	常勤看護師数	R2	4人	4人

施策3－2－2

担当課／長寿介護課、包括支援課

地域包括ケアシステムの深化

[施策の目指す姿]

- 地域包括ケアシステム※の構築の深化が着実に進み、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら安心して暮らしています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 地域包括ケアシステム

- 本市の総人口が減少していく中、ひとり暮らし高齢者世帯、高齢者夫婦世帯、認知症高齢者は増加しており、高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持ちながら安心して暮らすことができるよう、地域包括ケアシステムの構築及び深化が求められています。
- 地域包括ケアシステムの構築及び深化にあたっては、地域ケア会議の推進をはじめ、在宅医療・介護連携検討協議会の開催、社会資源マップの情報更新など、多職種連携による各種事業を展開し、重度の介護状態になっても、在宅で生活できるサービスの確保や在宅での看取りを含めた終末期医療の充実を図っており、団塊の世代が後期高齢者となる2040年に向けて、引き続き推進していく必要があります。
- 高齢者が介護が必要とならないよう、フレイル(虚弱)※予防を踏まえた介護予防事業の推進と生きがいづくりに努める必要があります。

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3－2－2 地域包括ケアシステムの深化

- 3－2－2－1 在宅医療・介護連携事業の充実
- 3－2－2－2 地域包括ケアシステムの深化
- 3－2－2－3 西九州させぼ広域都市圏事業を活用した多職種連携及び市民啓発
- 3－2－2－4 地域ケア会議の推進
- 3－2－2－5 地域助け合い事業の推進
- 3－2－2－6 介護予防と生きがいづくりの推進

■ 市の取組(細施策)

3-2-2-1:在宅医療・介護連携事業の充実【総合戦略4-2②】

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療と介護の関係機関の連携を推進し市民の在宅生活を支援します。

3-2-2-2:地域包括ケアシステムの深化

- 地域包括ケアシステム*構築推進会議及び部会を庁内で開催し、各課が連携しながら地域課題の解決を目指します。

3-2-2-3:西九州させぼ広域都市圏事業を活用した多職種連携及び市民啓発

- 西九州させぼ広域都市圏事業に参画し、佐世保医療圏と連携し、多職種連携研修会、市民公開講座を開催します。

3-2-2-4:地域ケア会議の推進

- 問題解決型・自立支援型ケア会議を重ね、個人の課題を地域の課題として捉え、地域助け合い活動等と連動しながら課題解決を目指します。

3-2-2-5:地域助け合い事業の推進

- 高齢化率の増加及び生産年齢の減少が進む中、各圏域において地域助け合い活動の創出を目指します。

3-2-2-6:介護予防と生きがいづくりの推進

- 高齢者が、介護が必要とならないよう予防事業の推進に努めるとともに、生きがいづくりに努めます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・悩みや生活での困りごとがあれば、身近な方や地域包括支援センターに相談しましょう。
- ・介護予防事業に参加し、重度化予防に努めましょう。
- ・地域で高齢者を見守り、みんなで助け合いましょう。

● 関連する個別計画

- 西海市介護保険事業計画及び老人福祉計画

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	在宅医療・介護連携検討協議会の開催数	R2	2回/年	2回/年
2	市民主体の通いの場の数	R2	33箇所	37箇所

施策3－2－3

担当課／包括支援課

救急医療体制の充実

[施策の目指す姿]

- 初期救急医療への対応を目的とした休日在宅当番医制の充実や二次救急医療以上の確保が確立し、スムーズな救急体制のもとに安全安心な日常生活を送ることができます。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 救急医療体制

- 人口は年々減少傾向にあるものの高齢化率の増加に伴い、救急需要はますます増加傾向が予想されます。市内にある3箇所の消防出張所には、それぞれ1台ずつ高規格救急車を備え、救急救命士も同乗するなど、人材・設備は、年々充実しているものの、広大な面積をカバーするには、効率的な運用が欠かせません。そのため、救急車の適切な利用の啓発を呼びかける広報活動に加え、市民の意識向上につなげる啓発活動が必要です。
- 市内医療機関にて実施している休日在宅当番医と市外の中核病院の病診連携を行っていくことで、一次救急、二次救急、三次救急と、より充実した医療体制の強化へ結びつけていく取り組みが、ますます重要となってきます。

図表 西海市の救急出場件数

	平成30年	令和元年	令和2年
救急出場件数(件)	1,407	1,394	1,273

資料：西海市救急統計（暦年）

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3－2－3 救急医療体制の充実

- 3－2－3－1 救急体制の構築
- 3－2－3－2 救急患者搬送体制の強化
- 3－2－3－3 救急医療器具の適正な管理と研修会の開催
- 3－2－3－4 情報発信の強化及び啓発

■ 市の取組(細施策)

3-2-3-1:救急体制の構築

○休日・夜間、緊急時における救急医療体制の充実を図るため、初期救急医療における在宅当番医制や、二次救急医療における近隣市町、医師会、関係医療機関等との連携による病院群輪番制の継続的な推進に努めます。

3-2-3-2:救急患者搬送体制の強化

○消防業務を委託している佐世保市、隣接市町、ドクターヘリ、防災ヘリを運用する長崎県、夜間の緊急搬送を要請する自衛隊等と緊密に連携し、効率的な救急患者搬送体制の維持、構築に取り組みます。

3-2-3-3:救急医療器具の適正な管理と研修会の開催

○心拍停止などの緊急時に迅速な初期対応が行えるよう、AED(自動体外式除細動器)などの救急医療器具の利用に関する研修会等を開催します。

3-2-3-4:情報発信の強化及び啓発

○緊急時に市民が適切、かつ迅速に対応できるよう、広報紙やウェブサイトを通じ、救急医療機関の連絡先や適切な初期対応に関する情報発信を行います。併せて、市民にかかりつけ医、救急時の正しい受診方法についての啓発に取り組みます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・緊急性の低い夜間・休日の受診を控え、医療機関の効率的な利用に努めましょう。
- ・救急車はどのようなときに呼ぶべきか、普段から意識して考えておきましょう。

● 関連する個別計画

○なし

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	AED研修会の開催回数	R2	0回/年	2回/年
2	救急車の適正利用に関する出前講座の出張回数	R1	1回/年	2回/年

施策3－2－4

担当課／包括支援課、健康ほけん課

持続可能な医療提供体制の整備

[施策の目指す姿]

- 医療機関の新規開業・承継を促進し、医療機関が維持されています。
- 情報通信技術(ICT[※])を活用した医療機関のネットワークを構築し、診療情報の共有、遠隔診療、多職種連携等がしやすい体制が整備されています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 医療提供体制

- 本市は長崎市と佐世保市に隣接し、市外の医療機関を受診する市民も多いことなどから、人口あたりの医療機関数が少ない状況にあります。さらに、人口減少に伴う医療需要の減少、医師の高齢化等により、将来的に医療機関数が大きく減少することが見込まれます。
- 今後も市民が必要な医療を適切に受けられるためには、地域の実情の即した持続可能な医療提供体制の整備が求められます。

図表 西海市内の一般診療所施設数

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
施設数(施設)	24	25	25	23	23

資料：長崎県医療統計

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3－2－4 持続可能な医療提供体制の整備

- 3-2-4-1 医療機関新規開設・承継の支援
- 3-2-4-2 ICTを活用した医療機関のネットワークづくり
- 3-2-4-3 地域福祉との連携強化

■ 市の取組(細施策)

3-2-4-1:医療機関新規開設・承継の支援【総合戦略4-2③】

○市内で医療機関の新規開設または承継を行う医師・医療機関を支援します。

3-2-4-2:ICTを活用した医療機関のネットワークづくり【総合戦略4-2③】

○市内の医療機関、調剤薬局、訪問看護ステーション^{*}に対し、あじさいネット^{*}への加入・利用による診療情報の共有、遠隔診療、多職種連携を促進します。

3-2-4-3:地域福祉との連携強化【総合戦略4-2③】

○保健予防活動、介護、在宅医療に携わる専門職による意見交換会等を開催し、連携強化を促進します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・医療機関等での診療情報共有に協力しましょう。
- ・医療に関する情報を積極的に入手し、医療に対する关心と理解を深めましょう。

● 関連する個別計画

○なし

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	新規開設・承継した医療機関数 (R2年度からの累計)	R2	1施設	4施設
2	あじさいネット加入医療機関数 (累計)	R2	3施設	8施設

基本政策3-3**確かな安心と自立を支える社会保障制度の実施****基本政策方針**

社会保障制度は、市民の生涯設計における重要なセーフティネットであり、根幹となっている国民皆保険・皆年金体制は、所得水準などの格差、年金制度に対する将来への不安等による未納者の増加などが課題となっています。

今後は国の制度改革の動向も踏まえながら、医療保険や公的年金の意義や役割について、市民の理解を深め、保険税や保険料の納付促進を図っていくことが重要となります。

そのため、広報紙等を活用しながら、被保険者の保険料の納期内納付、医療費抑制を周知するとともに、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業等を通じて、医療費の伸びの要因や適正化に向けた取組を一層推進し、後期高齢者医療制度の安定的な運営が持続できるよう努めます。

また、低所得者への支援については、その背景に引きこもり、失業、病気、多重債務等の複合的な問題を抱えた場合も多いことから、個々人の状況に応じて相談、自立支援など、あたたかい配慮のもとに、確かな安心と自立を支える社会保障制度の実施に取り組みます。

■ 基本政策の構成と展開**基本政策3-3 確かな安心と自立を支える社会保障制度の実施**

- 施策3-3-1 国民健康保険事業の安定運営
- 施策3-3-2 後期高齢者医療の安定運営
- 施策3-3-3 介護保険の安定運営
- 施策3-3-4 生活保護の適正な実施と自立促進

■ SDGsによる目標

施策3－3－1

担当課／健康ほけん課、税務課、債権管理課

国民健康保険事業の安定運営

[施策の目指す姿]

- 国民健康保険事業の財政状況の公表や被保険者にできることの周知が、医療費の抑制につながっています。
- 保険税滞納額の圧縮、収納率の向上により、国民健康保険事業の安定した運営が行われています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 被保険者の健康・医療

- 国民健康保険の現状は、高齢化や産業構造の変革等に伴う医療制度の改正等の影響を受け、高齢者の割合が増加している状況です。こうした状況に付随して、非正規の雇用者等の割合も増加しています。
- 被保険者全体に対して前期高齢者(65～74歳)の割合が年々増加しており、それに伴い被保険者1人あたりの診療費が増加傾向にあります。
- 現在実施しているジェネリック医薬品※の使用啓発や多受診者等への訪問指導のほかに、医療費の抑制につながるよう検討します。

図表 被保険者1人当たりの診療費（入院、入院外、歯科）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1人当たりの診療費(円)	322,245	319,757	345,785	353,995	348,170

資料：国民健康保険事業年報

■ 保険税

- 保険税滞納税額の圧縮を図るため、再三の催告や納付指導を行っても納付しない滞納者に対しては、徹底した財産調査を行ったうえで滞納処分を実施し、保険税滞納税額の圧縮を図っています。
- 今後も徹底した財産調査を行い、滞納処分を実施することで、滞納者の納税意識の改善と保険税滞納税額の圧縮を図っていく必要があります。

図表 滞納額の縮減率（対前年度）

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
縮減率(%)	14.16	△7.14	3.13	8.18	6.21

資料：西海市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

● 施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-3-1 国民健康保険事業の安定運営

- 3-3-1-1 医療費支出の適正化
- 3-3-1-2 国民健康保険被保険者の健康増進
- 3-3-1-3 保険税の収納率向上対策
- 3-3-1-4 保険税の滞納額の圧縮対策

■ 市の取組(細施策)

3-3-1-1:医療費支出の適正化

①意識啓発の推進

○医療費の増加に対する問題意識を高めるため、医療費通知による受診状況の再認識を促すとともに、西海市の医療費の現状と財政状況の相関関係等について広報紙等を活用した情報発信を実施します。

②適正受診の推進

○被保険者の適正受診を促進するため、レセプト点検専門員による診療内容の縦覧点検を通じて多受診者等を抽出し、看護師等による訪問指導を実施し医療費の抑制につなげます。

③生活習慣病予防の継続推進

○高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施強化と併せ、糖尿病等生活習慣病有病者・予備群減少のための早期介入、早期予防の徹底により、中長期的な医療費の伸びの適正化を図ります。

○西海市国民健康保険の医療費分析を行い、現状の健康課題を捉えることでより効果的な保健事業を展開していきます。

④「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」の推進

○市民が気軽に相談できる「かかりつけ医」や「かかりつけ薬局」を持つことを啓発し、日常的な病気の治療や相談、副薬歴の管理をできるようにすることで、重複受診や多剤服用などを抑制し、医療費の削減につなげます。

3-3-1-2:国民健康保険被保険者の健康増進【総合戦略4-2①】

①特定健康診査受診率の向上と保健指導の充実

○特定健康診査・保健指導事業については、新たな感染症を踏まえ健診申し込み、受診等の効率化、受診環境の整備を進め受診率向上につなげるとともに、十分な連携のもとに積極的な制度の周知を図りながら、被保険者自らの健康意識の高揚に努めます。

○特定保健指導率は目標値(国の目標値)を既に達成していますが、今後も現在の指導率の維持、向上に努めます。

②各種健康診断の受診促進

- 被保険者が特定健康診査の必要性を十分理解し、受診行動につながるよう支援します。また、職域連携を図りながら利便性を向上させ、より多くの方が受診するよう努めます。

③若年者への健診事業の充実

- 若い年代からの特定健康診査への意識付けにつながるよう若年者健診、人間ドックなどの事業を推進します。

3-3-1-3: 保険税の収納率向上対策

①意識啓発の推進

- 被保険者の保険税納税意識を高めるため、広報紙等各種媒体による国民健康保険税制度の必要性と重要性の周知徹底を推進します。

②滞納者の発生防止対策

- 保険税滞納者の発生を防止するため、納期内納付を推進するとともに、口座振替・コンビニ収納等、納付方法の拡大により収納率の向上を図ります。

3-3-1-4: 保険税の滞納額の圧縮対策

①催告・納付指導の実施

- 滞納者に対する電話や文書等による催告を行います。

- ファイナンシャルプランナー^{*}による生活改善を含めた納税相談も活用し、計画的な納付指導を行います。

②滞納額の圧縮

- 預金や給与等の財産調査を徹底して行い、調査結果をもとに滞納処分を行うことで、滞納額の圧縮を行います。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・自身の健康状態を把握するために、積極的に健診を受診するなど、健康に対する意識付けをしましょう。
- ・積極的にジェネリック医薬品^{*}を活用しましょう。
- ・同じ症状で医療機関を転々とする“はしご受診”はやめましょう。
- ・保険税は納期限内に納めましょう。

● 関連する個別計画

- 国民健康保険保健事業実施計画
○健康さいかい21

●数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	ジェネリック医薬品※差額通知発送数	R2	474世帯/年	500世帯/年
2	重複・多受診者訪問者数	R2	79人/年	50人/年
3	特定健康診査受診率	R2	41.6%	60.0%
4	保険税収納率	R2	97.7%	98.0%

施策3-3-2

担当課／健康ほけん課、長寿介護課

後期高齢者医療の安定運営

[施策の目指す姿]

- 高齢者一人ひとりが自らの身体について健診や医療機関にて点検し、健康づくりに取り組む意識が根付いています。
- 高齢者の医療給付費が年々上昇していることを被保険者自ら認識し、地域住民同士で認知症・介護予防に取り組むほか、保険料を納期内に納めています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 後期高齢者医療

- 高齢化の上昇や医療技術の高度化、近年他市に比べ重症化疾患者数が高いことにより、高齢者の医療費は増加しています。
- 令和2年前半から新型コロナウイルス感染症が世界的に流行したことに伴い、被保険者においては、外出自粛、運動機会が減ったことによる心身の働きの低下、生活の不活発を助長させるような状況が続いている、フレイル(虚弱)*が進むことなどが懸念されます。
- 産業構造の変化等により、国保と被用者保険との間で、年齢構成や所得に偏りがあり、今後も高齢者医療制度を社会全体で支えていくとともに、医療費の増加を抑制するために、医療費適正化を推進する必要があります。

図表 収納率

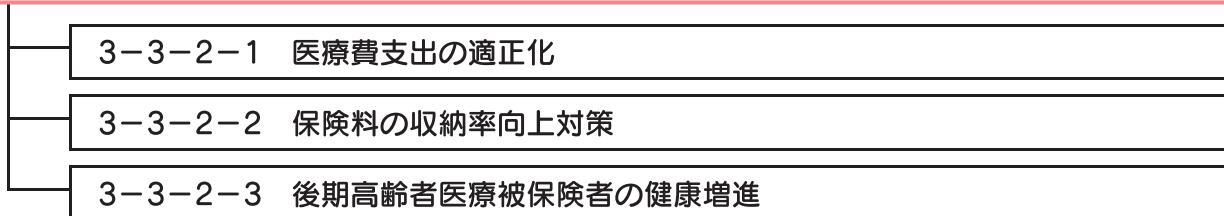
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
収納率(%)	99.75	99.82	99.95	99.94	99.83

資料：保健福祉部概要

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-3-2 後期高齢者医療の安定運営



■ 市の取組(細施策)

3-3-2-1:医療費支出の適正化

①意識啓発の推進

○広域連合から送付される医療費の通知により被保険者が医療費の増加・受診状況を再認識していくとともに、健康寿命の延伸へ結びつけられるよう推進します。

②適正受診の推進

○広域連合が委託する訪問指導事業により、重複・頻回・多受診・重複投薬対象者を訪問し、適正な受診や健康管理に対する意識の高揚を図ります。

③生活習慣病予防の徹底

○高齢者の医療確保に関する法律に基づき、健康診査の実施と併せ、糖尿病性腎症重症化予防事業によって人工透析導入の予防や導入時期を遅らせることにより、生活の質(QOL)^{*}の維持と医療費削減・適正化を図ります。

3-3-2-2:保険料の収納率向上対策

①意識啓発の推進

○徴収した保険料がどのように活用されているのか広報紙やウェブサイト等を通じて被保険者に理解を求め、納付意識を高められるよう周知徹底に努めます。

②滞納者の発生防止対策

○滞納を未然に防止するため、納期内納付について定期的に広報していくとともに、被保険者自身が納め忘れがないよう口座振替納付を推奨し徴収率の向上を図ります。

③滞納額の縮減対策

○滞納額の縮減を図るため、債権管理課と連携して適切に滞納処分を実施し、早期に滞納解消へ努めます。また、滞納が解消されたとしても優良納付者と公平性を保つため自主納付指導を徹底的に行います。

3-3-2-3:後期高齢者医療被保険者の健康増進【総合戦略4-2①】

①高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

○2020年4月から高齢者の保健事業と介護予防事業を継続して取り組んでいます。74歳までの特定健診・特定保健指導等を75歳以降も継続して実施することにより、高血圧・糖尿病等の生活習慣病の重症化を予防し、健康寿命の延伸を図ります。また、健診事業について、制度の周知を図り、受診率の向上及び被保険者自らの健康意識の高揚に努めます。

②各種保健事業の受診促進

○被保険者の疾病的早期発見・重症化防止のため、健康診査や口腔ケア等の各種保健事業の利活用を促進します。

③助成事業の推進

○被保険者の健康を保持し、生活の質(QOL)の向上を図るため、はり・きゅう助成事業を広域連合と連携して推進します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)――――――

- ・ 日頃から自身の健康状態を把握するため、健診を積極的に受けたり、広域連合の助成事業を活用して自分の身体を守りましょう。
- ・ 保険料の納付は、便利な口座振替を活用しましょう。
- ・ 持病や基礎疾患をしつかり認識し、重症化させないよう適切に食事、運動、睡眠をとりましょう。

● 関連する個別計画

○ 健康さいかい21

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	後期高齢者糖尿病性腎症による人工透析者数	R2	6人/年	5人/年
2	保険料収納率	R2	99%	99%
3	後期高齢者医療健診受診率	R2	23%	25%

施策3－3－3

担当課／長寿介護課

介護保険の安定運営

[施策の目指す姿]

- 安定した介護保険制度の運営のもとで、高齢者が求める適正な介護サービスが提供され、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 介護保険制度の運営

- 第1号被保険者の保険料は、介護保険事業に要する費用に充てるため徴収されるものであり、全国ベースで保険給付の23%を賄う水準となっています。3年間の介護保険事業計画の中で、支出及び収入等を勘案して保険料率が設定されていることを考えると、介護保険制度の安定した運営に向けて、保険料の確保に継続的に取り組むことが重要となります。

図表 介護保険料の収納率

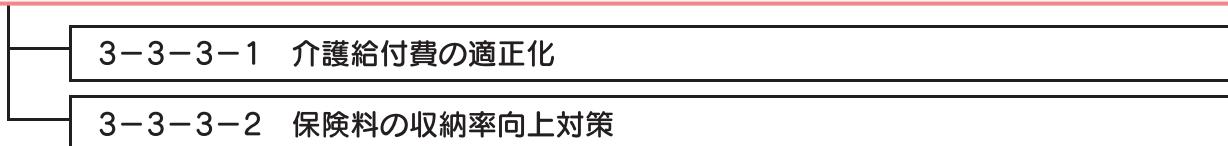
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
収納率(%)	97.80	98.75	98.86	98.79	99.10

資料：介護保険特別会計（各年度決算額）

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3－3－3 介護保険の安定運営



■ 市の取組(細施策)

3-3-3-1:介護給付費の適正化

- 必要な給付を適切に提供するため、引き続き「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」、「介護給付費通知」の主要5事業を柱としつつ、これまでの介護給付費の適正化を検証し、介護保険制度の信頼感を高めていくとともに、持続可能な介護保険制度の構築を目指します。

3-3-3-2: 保険料の収納率向上対策

○介護保険事業に要する財源確保を目的として算定されている第1号被保険者の保険料であるため、各被保険者の納付意識を高め、安定的な財政運営を目指します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・介護保険制度への理解を深め、適正なサービス利用に努めましょう。
 - ・介護保険料は納期限内に納めましょう。

● 関連する個別計画

○西海市介護保険事業計画及び老人福祉計画

●數值目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	介護保険料の収納率	R2	99.10%	99.20%

施策3-3-4

担当課／福祉課

生活保護の適正な実施と自立促進

[施策の目指す姿]

- 生活困窮世帯に対して適切な自立支援が提供されるなど、適正な生活保護行政が行われています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 生活保護・生活困窮者対策

- 地域共生社会※の実現に向け、生活困窮者世帯に対しては、生活保護実施要領の改正等、制度の正しい運用により、生活保護を必要とする世帯に対し、適正な保護を実施しています。
- 就労支援員との同行訪問やハローワークと連携した生活保護者等就労自立支援事業の活用などにより、稼働年齢層の者へ能力にあつた自立支援を実施しています。

図表 被保護人員数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
被保護人員(人)	4,756	4,674	4,519	4,342	4,005

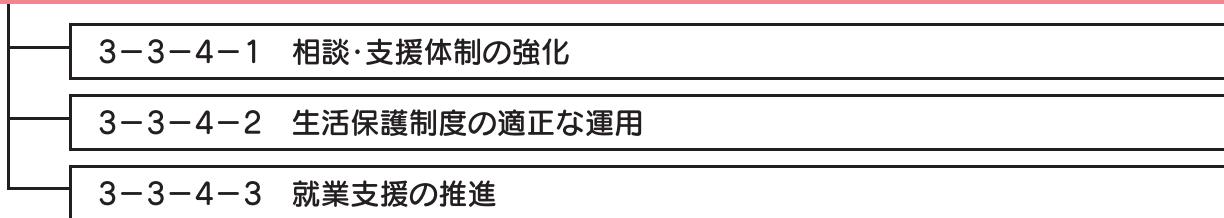
※各年4月1日～3月31日までの合計被保護人員

資料：長崎県生活保護速報・県内被保護人員

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-3-4 生活保護の適正な実施と自立促進



■ 市の取組(細施策)

3-3-4-1:相談・支援体制の強化

- 生活困窮者自立支援制度や生活保護制度等の利用、社会福祉協議会や民生委員児童委員等、関係機関との連携により、相談・支援体制の強化に努めます。

3-3-4-2:生活保護制度の適正な運用

○生活保護制度の適正な運用を図り、各種制度の適用により生活支援を行います。

3-3-4-3:就業支援の推進

○被保護者の経済的自立を促進するため、職業訓練機会の提供や民間事業所への働きかけによる就業支援を推進します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)――

- ・生活に困窮したときは、福祉課窓口へ相談しましょう。
- ・困りごとがあるときはひとりで抱えず、誰かに相談しましょう。

●関連する個別計画

○西海市地域福祉計画

●数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	生活困窮者面談件数	R2	257件/年	260件/年
2	就労支援員面談件数	R2	200件/年	200件/年

基本政策3-4

快適な住宅環境づくり



基本政策方針

近年の人口流出や少子化等により、本市の人口は減少が続いています。人口の流出を防ぐため、若い世代や高齢化等に対応した魅力ある住環境の整備が求められる一方で、住宅・建築物の老朽化等に伴い、居住その他の利用がなされていない空き家も発生しており、市民の多様なニーズに応える快適な住宅環境づくりが求められています。

そのため、公営住宅については長寿命化を図り、ライフサイクルコスト※を縮減するとともに、建替えにあたっては、ユニバーサルデザイン※の視点に立った誰もが住みやすい住宅となるよう整備します。

また、一般住宅においては、良質な住宅ストック※の形成に向けて、各支援事業の周知に努めます。

さらに、多様な需要に応えるため民間が行う住宅整備に対して支援を行います。

危険空き家については、適正な管理が行われていない空き家の所有者等に対して助言・指導を行い、空き家の適正管理を促すとともに除却について支援を行います。

■ 基本政策の構成と展開

基本政策3-4 快適な住宅環境づくり

- 施策3-4-1 公営住宅等の整備・充実
- 施策3-4-2 安心して暮らせる良質な住宅づくり

■ SDGsによる目標

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



施策3-4-1

担当課／住宅建築課

公営住宅等の整備・充実

[施策の目指す姿]

- 健康で文化的な生活を営むに足りる良好な住環境が整備され、市民の安定した居住が確保されています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 公営住宅等

- 公営住宅等については、西海市公営住宅等長寿命化計画に基づき、住宅の長寿命化、ライフサイクルコスト^{*}の縮減につなげ、良質なストックの維持管理、継承していくことが求められています。
- 長期的な展望に立ったニーズの把握、建築年数、老朽化状況、入居率等を踏まえた改修及び修繕方針あるいは用途廃止を検討します。また、公営住宅等の建替えにあつては、適正な管理戸数との整合性を図った戸数を設定し、誰もが住みやすい住宅となるようユニバーサルデザイン^{*}の導入を検討します。
- 長崎県及び佐世保市が中心となって推進している IR^{*}誘致が実現した場合、関連産業を含めると3万人規模の雇用創出が見込まれ、周辺地域における住宅需要の増加が期待されます。

図表 管理戸数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
管理戸数(戸)	1,239	1,241	1,223	1,219	1,221

資料：住宅建築課

図表 入居率

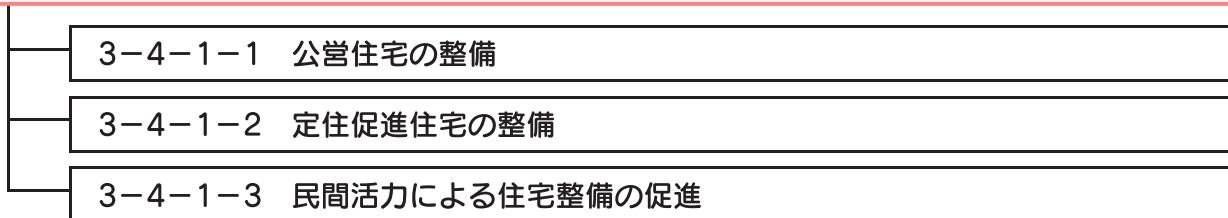
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
入居率(%)	87.2	82.6	81.3	77.9	75.6

資料：住宅建築課

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-4-1 公営住宅等の整備・充実



■ 市の取組(細施策)

3-4-1-1:公営住宅の整備【総合戦略2-2②】

- 西海市公営住宅等長寿命化計画に基づき、入居ニーズ、耐用年数、建物の状況等を踏まえ、建替え、長寿命化を図るための改修、解体、廃止を推進します。
- 建替えにあつては、誰もが住みやすい住宅となるようユニバーサルデザイン※の導入に取り組みます。

3-4-1-2:定住促進住宅の整備【総合戦略2-2②】

- 居住ニーズの高い地域を優先し、子育て世帯のニーズに合った定住促進住宅を整備します。

3-4-1-3:民間活力による住宅整備の促進【総合戦略2-2②】

- 民間賃貸住宅建設促進事業補助金による民間事業者による住環境の整備を支援するとともに、広報紙、ウェブサイト等にて本事業の周知に努めます。
- 市場や民間企業の動向に精通した金融機関等との連携、協力を図りながら、市内における民間の住宅整備が活性化するよう、民間企業との情報共有や意見交換に努め、効果的な施策の検討を進めます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・公営住宅の入居者は、住まいなどの適切な維持管理に努めましょう。
- ・移住してくる人も暮らし続ける人も、ともに暮らしやすい環境づくりに努めましょう。
- ・事業者は市の制度を有効に活用し、賃貸住宅の供給に努めましょう。

● 関連する個別計画

- 西海市公営住宅等長寿命化計画
- 西海市公共施設等総合管理計画

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	公営住宅等管理戸数	R2	1,221戸	1,101戸
2	入居率	R2	75.6%	80.0%
3	定住促進住宅の整備戸数(累計)	R2	18戸	28戸
4	民間賃貸住宅への支援戸数(累計)	R2	44戸	92戸

施策3-4-2

担当課／住宅建築課

安心して暮らせる良質な住宅づくり

[施策の目指す姿]

- 多くの市民が災害に強く快適で安全な住宅に居住しています。
- 空き家所有者等の空き家の管理に対する意識が高まり、地域住民の生命、身体、財産が保全されています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 住環境・空き家対策

- 住宅に対するニーズが多様化する中、世代を問わず多くの市民にとって暮らしやすい良好な住環境を整備し、本市に「住みたい」、「住み続けたい」と思える安全安心な住環境への誘導を図るための支援が求められています。
- 近年、人口及び世帯数の減少に伴い、老朽化が進み適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることが、全国的に社会問題となっており、適正な管理と倒壊等の危険性がある空き家等への対策が必要です。
- 空き家等は本来、その所有者、管理者、または占有者が適正な維持管理に努める必要があるため、空き家等の適切な管理の重要性及び管理不全な空き家等がもたらす諸問題について所有者等の理解増進と意識の涵養が重要となっています。

図表 市内空き家総数

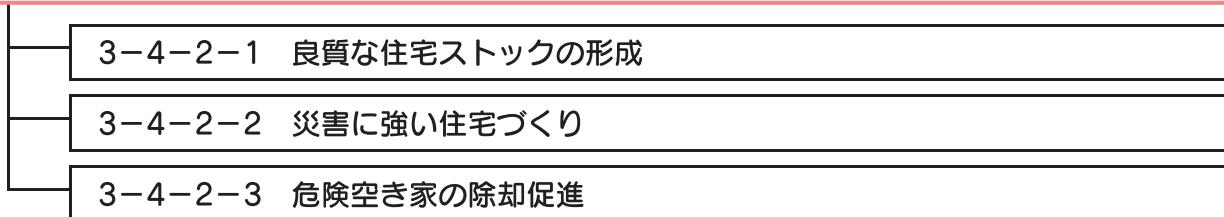
	平成20年	平成25年	平成30年
空き家総数(戸)	1,780	2,510	2,600

資料：住宅・土地統計調査（総務省統計局）

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-4-2 安心して暮らせる良質な住宅づくり



■ 市の取組(細施策)

3-4-2-1: 良質な住宅ストックの形成【総合戦略3-2③】

○良質な住宅ストック^{*}の形成を推進するため、住宅性能向上リフォーム支援事業及び子育て応援住宅支援事業等による支援を行うとともに、広報紙・ウェブサイト等により支援制度の情報発信を図ります。

3-4-2-2: 災害に強い住宅づくり【総合戦略4-1③】

○災害に強い住宅づくりを推進するため、安全・安心住まいづくり支援事業等により住宅の耐震化支援を行うとともに、広報紙・ウェブサイト等により情報発信を図ります。

3-4-2-3: 危険空き家の除却促進【総合戦略4-1③】

○老朽危険空き家除却支援事業等により、危険空き家の除却を支援し、広報紙・ウェブサイト等にて事業の周知に努めるとともに、適正な管理が行われていない空き家の所有者等に対して助言・指導の文書を送付し、空き家が管理不全のまま放置されることを防止します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・空き家、空き地の管理は、所有者が責任を持って行いましょう。
- ・継続して空き家を管理することが困難な場合は、支援制度等の活用や専門的な助言を受けるなど、空き家が管理不全のまま放置されることのないよう心がけましょう。

● 関連する個別計画

○西海市空家等対策計画

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	リフォーム支援戸数(累計)	R2	210戸	300戸
2	老朽危険空き家・住宅以外の建築物等の除却支援戸数(累計)	R2	58戸	148戸



基本政策方針

地域経済発展のための幹線道路の整備をはじめ、生活に密着した道路の整備は、地域間を有機的につなぎ、人と車が快適に行き交う円滑な移動、市民生活の利便性向上を図るためにも欠かせないものです。

そのため、安全で快適なみちづくりに向けて、幹線道路については、松島架橋の建設、高規格道路「西彼杵道路」の延伸、小迎・川内間道路の改良などの早期実現に向けて、国や県などの関係機関へ継続的に要望を行います。

また、生活道路については、事業財源の確保に努め、地域住民の要望を反映しながら整備を行います。

さらに、市民協働意識を醸成し、愛護団体とともに、市民参加による市内全域の快適で安全な道路環境の維持に取り組みます。

■ 基本政策の構成と展開

基本政策3-5 安全で快適なみちづくり

- ─ 施策3-5-1 幹線道路網の整備
- ─ 施策3-5-2 生活道路の整備
- ─ 施策3-5-3 市民と一緒にした快適で安全な道路環境づくり

■ SDGsによる目標

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



17 パートナーシップで目標を達成しよう



施策3－5－1

担当課／建設課、島の暮らし支援室

幹線道路網の整備

[施策の目指す姿]

- 松島架橋の建設、高規格道路「西彼杵道路」の延伸、小迎・川内間道路の改良など進展が見られます。
- 幹線道路・生活道路の整備、地域交通網の充実が図られ、地域格差のない、快適で安全安心に暮らせる道路網が整備されています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 幹線道路網

- 円滑な幹線道路網の整備は、地域間交流の促進と、回遊性や利便性を高めるうえで重要であり、計画的に整備を進める必要があります。
- 松島架橋については、実現に向けて継続的に要望を行っているほか、高規格道路「西彼杵道路」の延伸、小迎・川内間道路の改良などの早期実現については、国や県などの関係機関への継続的な要望を行った結果、事業の着手、進捗をみることができました。
- 幹線市道については、地元要望・必要性に応じた計画的な改良や計画に基づいた維持補修を行い交通環境の改善と安全で快適な道路環境づくりを推進しています。今後も継続して要望し、併せて市民のニーズに即した道路網の整備に向けて、事業財源を確保していく必要があります。

図表 橋梁長寿命化修繕割合(修繕予定橋梁のうち修繕済箇所の割合)

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
修繕割合(%)	33.33	59.25	66.66	77.77	85.18

資料：西海市橋梁長寿命化修繕計画

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3－5－1 幹線道路網の整備

3－5－1－1 松島架橋や高規格道路「西彼杵道路」の延伸等の早期実現

3－5－1－2 幹線道路の整備・維持管理

■ 市の取組(細施策)――――――

3-5-1-1:松島架橋や高規格道路「西彼杵道路」の延伸等の早期実現

○各町間の交流や企業誘致の促進、地域資源を活用した地域経済の発展等を図るため、松島架橋や高規格道路「西彼杵道路」の延伸等の早期実現に向けて、引き続き国や県等の関係機関への要望等を行います。

3-5-1-2:幹線道路の整備・維持管理【総合戦略4-1①】

○幹線市道については、計画的な改良や維持補修による交通環境の改善と長寿命化を図ります。また、誰もが利用しやすい安全で快適な道路環境づくりを目指し、安全な歩行者空間の設置を推進します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)――――――

- ・事業用地の提供に協力しましょう。
- ・松島架橋の重要性について理解を深め、要望活動や啓発活動への参加・協力により、松島架橋の実現に向け気運を高めましょう。

● 関連する個別計画

- 西海市公共施設等総合管理計画
- 西海市橋梁長寿命化修繕計画

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	松島架橋期成会の活動回数や参加者数	R2	1回/年 50人/年	2回/年 100人/年
2	橋梁長寿命化修繕割合 (長寿命化修繕計画令和元年度見直し分)	R2	5.40%	70.00%
3	幹線道路網整備延長割合(市道1,2級 幅員3.5m以上)	R2	68.95%	70.00%

施策3-5-2

担当課／建設課

生活道路の整備

[施策の目指す姿]

- 事業財源の確保に努め、地域住民の要望を反映した生活道路の整備が行われています。
- 幹線道路・生活道路の整備、地域交通網の充実が図られ、地域格差のない、快適で安全安心に暮らせる道路網が整備されています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 生活道路

- 市民生活に密接に関わる生活道路については、市民が安心して歩行、通行できるよう利便性向上を図るとともに、円滑な救急、避難誘導など、非常時においても道路の有する機能が十分発揮されるよう、整備する必要があります。
- 地域からの要望等に応じて改良や維持補修等の整備を進めており、引き続き、市民のニーズを反映した計画的な道路整備に向けて、事業財源の確保が求められます。

図表 生活道路整備延長割合・市道改良率

生活道路整備延長割合 (%)		市道改良率 (%)	
平成27年	令和2年	平成27年	令和2年
23.08	23.59	21.29	22.62

※生活道路(市道 その他 幅員3.5m以上)

資料: 西海市道路台帳

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-5-2 生活道路の整備

3-5-2-1 生活道路の整備・維持管理

■ 市の取組(細施策)

3-5-2-1:生活道路の整備・維持管理【総合戦略4-1①】

- 生活道路である市道の整備にあたっては、市民の意向を踏まえた計画的な道路整備の推進を図るとともに、市民生活における良好なアクセスを確保し、誰もが利用しやすい安全で快適な道路環境づくりを進めます。
- 安全で快適な道路環境の確保のため、生活道路の適切な点検等を実施し、適正な維持管理に努めます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ 道路を大切に利用しましょう。
- ・ 事業用地の提供に協力しましょう。

● 関連する個別計画

○西海市公共施設等総合管理計画

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	生活道路整備延長割合(市道 その他 幅員3.5m以上)	R2	23.59%	24.0%
2	市道改良率	R2	22.62%	23.0%

施策3-5-3

担当課／建設課

市民と一体となった快適で安全な道路環境づくり

[施策の目指す姿]

- 愛護団体による道路の美化活動の支援を通じて、美しい道路環境が維持され、市民協働意識の醸成が図られています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 道路環境

- 行政による市内道路の草刈等には物理的、財政的にも限界があるため、市民の協力のもと道路環境づくりに努め、交通安全に配慮した道路環境の改善に取り組んでいます。
- 道路愛護団体の登録数は増えましたが、より多くの市民に参加してもらう必要があるため、引き続き市民に参加を呼びかけ、維持管理の効率化を図る必要があります。

図表 道路アダプト道路愛護団体数

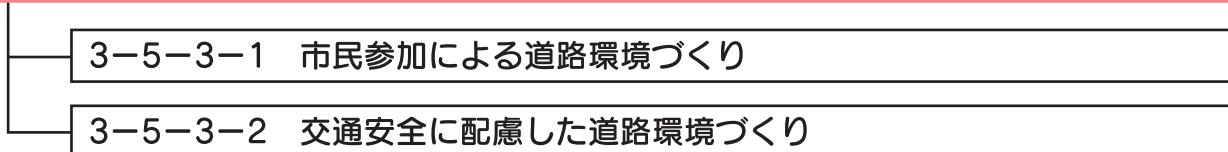
	平成27年	令和2年
団体数(団体)	58	79

資料：建設課

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-5-3 市民と一体となった快適で安全な道路環境づくり



■ 市の取組(細施策)

3-5-3-1:市民参加による道路環境づくり

- 道路愛護団体制度の周知を図り、市民の積極的な参加を呼びかけることで、より多くの市民と一緒にとなって地域に親しまれる快適な道路環境づくりを目指します。

3-5-3-2:交通安全に配慮した道路環境づくり【総合戦略4-1④】

- 交通の安全を確保するため、警察等の関係機関と連携し、信号機や横断歩道、カーブミラーなどの交通安全施設の整備・充実を図るなど道路環境の改善に取り組み、交通事故の防止に努めます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・道路や側溝の清掃などに協力し、美しいまちなみの維持に努めましょう。
- ・見通しの悪い場所など、交通事故につながりそうな危険箇所を見ついたら、警察等に相談しましょう。

● 関連する個別計画

○西海市交通安全計画

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	道路アダプト道路愛護団体数	R2	79団体	90団体



基本政策3-6

地域公共交通の整備・充実



基本政策方針

本市は、離島、半島地域及び辺地といった特徴ある地理的条件を有しており、地域公共網は、産業活動や日常生活を支えるとともに、人々の交流を促進する重要な基盤であり、公共交通機関との乗り継ぎや航路との接続など、利便性の高い市内公共交通網の体系的な整備・充実が望まれます。

そのため、陸上交通については路線バスのほか、平成31年4月から運行を開始した「さいかいスマイルワゴン」により、交通弱者の通院や買い物などの移動手段の確保を図り、誰でもが気軽に外出できる環境整備に努めます。

また、海上交通については、島民の生活に欠かせない離島航路の維持・存続を図ります。

■ 基本政策の構成と展開

基本政策3-6 地域公共交通の整備・充実

施策3-6-1 陸上交通の充実

施策3-6-2 海上交通の充実

■ SDGsによる目標



陸上交通の充実

[施策の目指す姿]

- 路線バスやさいかいスマイルワゴンなどの公共交通の利便性が向上し、円滑に移動できる手段が確保されています。
- 地域公共交通会議(法定協議会含む)を活用し、行政、交通事業者、地域が一体となって持続可能な公共交通を目指しています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 陸上交通

- 市内を運行する路線バスは、人口減少などによって利用者が減少し、ほとんどの路線が赤字となっています。このため運行事業者に対し補助金を交付することで路線バスの維持・存続に努めています。
- 路線バスは運転手不足などにより毎年のように減便が行われているところですが、今後、学校の通学便などに影響が出ないよう支援の継続が必要となっています。
- 交通弱者の通院や買い物などの移動手段を確保するために、平成31年4月から離島を除く市内全域を4つの運行区域とした新しいコミュニティ交通「さいかいスマイルワゴン」の運行を開始し、路線バスやタクシーを補完するものとして、少しずつ定着しています。今後も競合する路線バス、タクシーとの共存を図る運行が求められます。
- 高齢化が進む中、交通弱者の移動手段を確保することは重要なことであり、路線バス、タクシー、さいかいスマイルワゴンのそれぞれの特徴を活かしつつ、利便性を考慮した公共交通のあり方を検討する必要があります。

図表　さいかいスマイルワゴン利用者数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用者数(人)	—	—	—	6,653	8,540

資料：情報交通課

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-6-1 陸上交通の充実

- 3-6-1-1 路線バスの維持・存続
- 3-6-1-2 さいかいスマイルワゴンの運行
- 3-6-1-3 市内公共交通の再編

■ 市の取組(細施策)

3-6-1-1:路線バスの維持・存続【総合戦略4-1①】

○市民の移動手段として必要不可欠なバス路線に対し、路線の維持・存続のための補助など、各種支援に努めます。また、利用者の多いバス停への待合所の整備に努めます。

3-6-1-2:さいかいスマイルワゴンの運行【総合戦略4-1①】

○路線バスやタクシーを補完するものとして、引き続き「さいかいスマイルワゴン」の運行を継続し持続可能な公共交通機関として、市民の生活の足の確保に努めます。

3-6-1-3:市内公共交通の再編【総合戦略4-1①】

○西海市地域公共交通計画を策定し、路線バス、タクシー、さいかいスマイルワゴン、乗合タクシー※などの公共交通の連携を図ることで、利便性が向上する仕組みづくりを検討します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・公共交通の重要性を理解し、積極的に利用しましょう。

●関連する個別計画

○なし

●数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	バス待合所の新規整備数(累計)	R2	—	5箇所
2	さいかいスマイルワゴンの利用者数	R2	8,540人/年	11,025人/年

海上交通の充実

[施策の目指す姿]

- 島民の生活に欠かせない離島航路の維持・存続が図られています。
- 離島航路事業者への財政支援、航路改善が行われ、安全運航を最優先とした海上交通が確保されています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 海上交通

- 離島航路を有する本市は、過疎化などによる利用客の減少により、ほとんどの航路が赤字航路となっており、国・県による運航事業者への赤字補填で維持・存続がなされています。今後は、市民意識調査に基づいた航路改善計画により、利用客の利便性を考慮した公共交通を確立する必要があります。
- 過去5年の間に2隻の新船が建造され更新されているところですが、ほかにも老朽化した船舶があることから、今後も新船建造が必要となります。
- 港湾施設等の整備については、長崎県と連携を図りながら推進しています。

■ 市営交通船

- 市営交通船は就航率が比較的高く、松島島民及び松島火力発電所関連通勤者にとって不可欠な航路となっています。利用状況としては、市の主要事業所である松島火力発電所及び関連事業所従業員の通勤によるものが大半を占めており、今後も安定的に推移することが見込まれます。
- 市営交通船に対する満足度は全体的に高いものとなっていますが、路線バスとの乗り継ぎについて満足度が低いため、松島釜浦港の改修工事による発着フェリーの増加への対応や、運航費用の低減も加味し、運航ダイヤの最適化を検討する必要があります。
- 令和3年の事故により、市民・利用者の信頼が揺らいでおり、船員の勤務体制の見直しも含めた安全運航体制の構築が求められています。
- 船舶の老朽化に伴う修繕費の増加から採算性はやや悪化していく見込みであり、船舶の更新による修繕費の低減を図るとともに、運賃見直し等、収支改善の検討を進める必要があります。

図表 市営交通船利用者数

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用者数(人)	328,183	320,596	315,062	310,563	294,682

資料：島の暮らし支援室

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-6-2 海上交通の充実

- 3-6-2-1 海上交通の利便性向上
- 3-6-2-2 離島航路の支援
- 3-6-2-3 市営交通船の運営
- 3-6-2-4 港湾及び旅客ターミナルの計画的な整備

■ 市の取組(細施策)

3-6-2-1:海上交通の利便性向上【総合戦略4-1①】

○離島航路事業者が実施する船舶の老朽化に伴う新船の建造を行う場合は、利用者の要望が強い高速化や、バリアフリー化※等の機能向上のために必要な支援を行います。

3-6-2-2:離島航路の支援【総合戦略4-1①】

○国や県の補助航路を運航する事業者に対し、島民の生活に必要な離島航路の維持・存続のために財政支援を行います。
 ○市営交通船の運賃見直しは、島民の移動手段であることを重視し、類似航路の収支率も参考に、市民や事業所代表者らの意見に配慮して取り組むこととします。

3-6-2-3:市営交通船の運営

○安全運航のための体制を整備します。
 ○他社船と連携した運航ダイヤの最適化、船体の修繕・点検を徹底し、安全を確保します。

3-6-2-4:港湾及び旅客ターミナルの計画的な整備

○長崎県との連携を図りながら、港湾施設等の整備や改修を進めます。また、市が管理する港湾施設の適切な維持管理に努めます。
 ○今後予定される松島港改修事業において、県事業の進捗に合わせ、船客ターミナルの移転新築整備事業を実施します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ 航路は、離島に住む市民の足として重要であることを理解しましょう。
- ・ 安全な運航に向けて、利用時に感じた疑問点等は、関係者に相談しましょう。
- ・ 事業者は、利用者の利便性向上を視点に連携し、乗船振り分け等への協力や、運航の改善についてともに検討していきましょう。
- ・ 事業者は航路の維持・存続のため、利便性の向上に努めましょう。

● 関連する個別計画

○西海市営船「New松島」経営戦略

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	市営交通船「New松島」利用者数	R2	294,682人/年	300,000人/年

基本政策3-7

安全で安定した水の供給



基本政策方針

上水道は、日常生活を支える必要不可欠な生活基盤であり、施設の機能強化や老朽管の更新、漏水防止対策など、適切な維持管理を行い、安全で安定した水の供給を図る必要があります。

そのため、水源調査・開発を推進するとともに、経営の健全・安定を図りながら、今後も継続して老朽化した水道施設の改修や水管の布設替、災害対策等の必要な事業を計画的に実施します。

また、未給水地区※の該当世帯等と協議を行い、未給水地区の解消に努めます。

■ 基本政策の構成と展開

基本政策3-7 安全で安定した水の供給

施策3-7-1 水資源の開発

施策3-7-2 水道施設の整備

施策3-7-3 健全な経営への取組

■ SDGsによる目標



水資源の開発

[施策の目指す姿]

- いつでも、安全でおいしく飲める水道水が安定供給され、市民が安心して水道水を使用しています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 水資源・浄水場

- 浄水場の中には1つの水源に依存している箇所があるため、水道水の安定供給のための予備水源確保の調査を行っており、今後も水源調査・開発を推進していきます。
- 浄水場等については、設置後30年を経過している施設も多くあり、老朽化が進んでいるため、隣接する給水区域の施設統合や機能強化の検討を進める必要があります。

図表 水源調査数

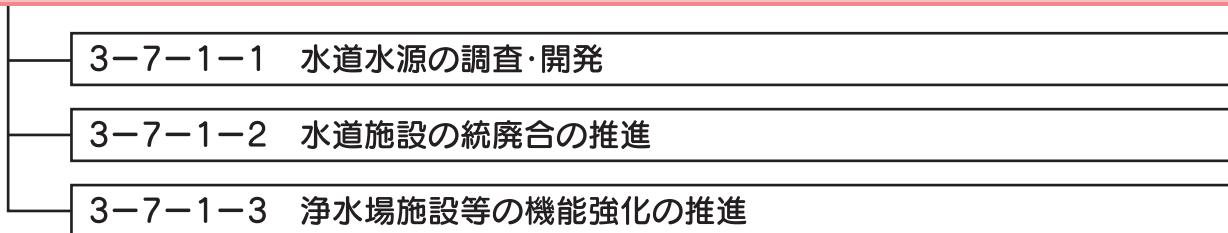
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
水源調査数(箇所)	—	—	1.0	1.0	1.0

資料：上水道課

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3－7－1 水資源の開発



■ 市の取組(細施策)

3-7-1-1:水道水源の調査・開発

- 1つの水源にのみ依存している区域もあるため、新たな水源の調査、開発を行い、水道施設の機能強化を図ります。

3-7-1-2:水道施設の統廃合の推進

- 給水区域が隣接している箇所の施設の統廃合を検討し、必要に応じて浄水場等の機能強化を図り、水道水の安定供給ができるようにします。

3-7-1-3:浄水場施設等の機能強化の推進

- 浄水場施設等の機能強化を推進し、遠方監視システム等を整備し、水道水の安定供給ができるようにします。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・水の大切さを理解し、日頃より節水を心がけましょう。

●関連する個別計画

- 西海市新水道ビジョン
- 西海市水道事業経営戦略

●数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	水道水源の開発	R2	0箇所	1箇所
2	水道施設の統廃合	R2	0箇所	1箇所
3	浄水場施設等の機能強化	R2	5箇所	25箇所

水道施設の整備

[施策の目指す姿]

- 水道施設の適正な改修や布設替により、水道水の安定供給を維持しています。
- 未給水地区の解消に努め、給水率100%を目指します。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 水道施設

- 布設後30年以上経過している水道管については布設替を行っていますが、老朽化している水道管が多数残っているのが現状であり、引き続き布設替を行っていく必要があります。
- 未給水地区*については、解消に向けて協議を行っているところですが、未給水地区へ給水するための工事費が高額となることが予想されるため、未給水世帯と協議を行いながら取り組む必要があります。

図表 配水管等布設替工事長

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
布設替工事長(m)	863.6	939.8	1,639.9	1,771.0	3,389.3

資料：上水道課

図表 給水率

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
給水率(%)	98.32	98.28	98.25	98.22	98.19

資料：上水道課

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-7-2 水道施設の整備

3-7-2-1 水道施設の適正な維持管理

3-7-2-2 老朽化した水道施設の改修や水道管の布設替の推進

3-7-2-3 未給水地区解消の推進

■ 市の取組(細施策) ━━

3-7-2-1:水道施設の適正な維持管理

○安全でおいしい水の安定供給を図るため、水質の管理及び浄水施設の点検整備を行います。

3-7-2-2:老朽化した水道施設の改修や水道管の布設替の推進

○老朽化が著しい施設の改修や水道管の布設替、漏水が頻発している水道管のほか、維持管理が困難な水道管を優先して更新を行います。

3-7-2-3:未給水地区解消の推進

○未給水地区※ 解消のため、当該地区の各世帯等と協議を行い、今後の方針を決定していきます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割) ━━

- ・ 水の大切さを理解し、日頃より節水を心がけましょう。

● 関連する個別計画

- 西海市新水道ビジョン
- 西海市水道事業経営戦略

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	水道施設の改修及び水道管の布設替	R2	65%	70%
2	未給水地区解消	R2	98%	99%

健全な経営への取組

[施策の目指す姿]

- すべての市民が安全で安定した水の供給を受けられるよう、水道事業の健全な経営が行われています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 水道事業経営

- 今後も給水量や人口減少等による料金収入減が見込まれるため、経営の健全・安定化を図るためにも、料金の徴収率の向上に取り組み、併せて、収納見込みのない債権については整理を行う必要があります。
- 漏水の発生に伴い、有収率の向上が図られないため、抜本的な漏水防止対策を進めていく必要があります。
- 施設の維持管理に対して効率的な運営体制の構築まで至っていないため、民間委託等による推進等が求められます。

図表 徴収率

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
徴収率(%)	98.0	95.3	95.1	95.8	97.5

※平成29年から統合水道分、令和2年から簡易水道分を含む

資料：上水道課

図表 有収率

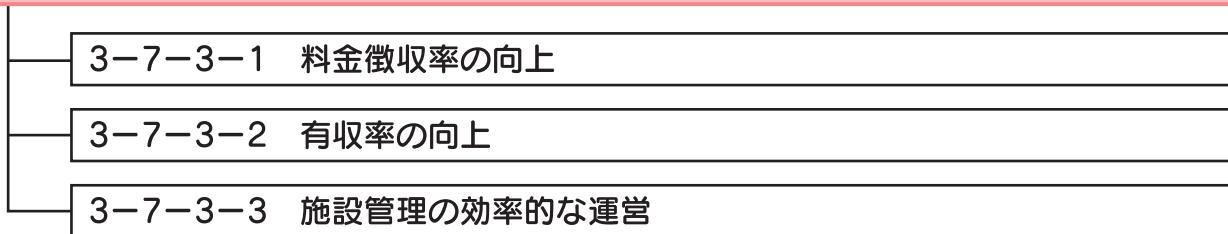
	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
有収率(%)	72.44	70.28	70.01	71.03	70.09

資料：上水道課

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3－7－3 健全な経営への取組



■ 市の取組(細施策)――

3-7-3-1:料金徴収率の向上

○今後も継続して料金徴収率の向上に取り組み、併せて収納見込みのない債権については整理を行います。

3-7-3-2:有収率の向上

○水資源の有効活用及び有収率の向上を図る取り組みとして、漏水調査や老朽化管路の更新を行います。

3-7-3-3:施設管理の効率的な運営

○効率的な施設管理のため、施設維持管理の民間委託等の推進及び職員の知識の向上等を行います。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)――

- ・水道料金は納期限までに納めましょう。
- ・漏水を発見した場合は、速やかに相談、連絡しましょう。
- ・日頃より節水に心掛けましょう。

●関連する個別計画

- 西海市新水道ビジョン
- 西海市水道事業経営戦略

●数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	水道料金の徴収率	R2	97.5%	98.0%
2	有収率	R2	70.09%	78.0%



基本政策方針

下水道は、健康で快適な市民生活や公衆衛生の向上など、欠くことのできない重要な社会基盤であるだけでなく、生活排水を適切に処理することによって、河川や海域等の公共用水域の水質保全にも資する施設です。

そのため、適正な下水処理による安全で快適な環境づくりに向けて、汚水処理構想に基づき下水処理施設の整備を推進するとともに、施設の健全な維持管理を行います。

また、下水道事業の経営については、収入の改善と支出の抑制に努め、健全な経営に取り組みます。

■ 基本政策の構成と展開

基本政策3-8 適正な下水処理による安全で快適な環境づくり

— 施策3-8-1 下水処理施設の整備・普及促進 —

— 施策3-8-2 健全な経営への取組 —

■ SDGsによる目標



施策3-8-1

担当課／下水道課

下水処理施設の整備・普及促進

[施策の目指す姿]

- 居住環境が改善され、公衆衛生の向上、公共用水域の水質が保全されています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 下水処理施設

- 下水処理施設については、汚水処理構想に基づき、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業、浄化槽事業など、地域の実情に応じた整備を推進しています。
- 下水処理施設の維持管理コストの低減及び機能強化を図るため、老朽施設の更新・統廃合を推進する必要があります。

図表 汚水処理人口普及率

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
汚水処理人口普及率(%)	76.7	78.4	79.3	80.0	80.9

資料：長崎県汚水処理人口普及状況(長崎県)

図表 水洗化率

	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
水洗化率(%)	70.2	71.6	72.9	74.4	75.5

資料：水洗化人口調べ(下水道課)

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-8-1 下水処理施設の整備・普及促進

3-8-1-1 下水処理施設の整備

3-8-1-2 水洗化率の向上

3-8-1-3 施設の更新・統廃合の推進

■ 市の取組(細施策)――

3-8-1-1:下水処理施設の整備

○汚水処理構想に基づき、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、漁業集落排水事業、コミュニティ・プラント事業、浄化槽事業など、地域の実情に応じた下水処理施設の整備を推進します。

3-8-1-2:水洗化率の向上

○水洗化率の向上を図るため、市民に対する汚水処理の必要性や効果についての意識啓発を行うとともに、助成制度の周知を図り、下水道の処理施設への接続及び浄化槽の普及を促進します。

3-8-1-3:施設の更新・統廃合の推進

○下水処理施設の維持管理コストの低減及び機能強化を図るため、老朽施設の更新・統廃合を推進します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)――

- ・家庭排水は下水道に接続しましょう。
- ・浄化槽を設置し、家庭排水を処理しましょう。

●関連する個別計画

○西海市下水道事業経営戦略

●数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	水洗化率	R2	75.5%	92.7%
2	下水処理施設数(削減目標)	R2	21箇所	18箇所

施策3-8-2

担当課／下水道課

健全な経営への取組

[施策の目指す姿]

- 生活排水を適切に処理し、清潔で快適な生活環境が確保される下水道事業の健全な経営が行われています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 下水道事業経営

- 本市下水道事業は5事業に区分され、特定環境保全公共下水道事業は令和8年度の概算に向けて整備中であります。毎年度多額の建設改良費が発生することが見込まれます。
- 他の4事業は整備が完了していますが、施設の老朽化に伴う維持管理費や改築更新費用の増加が見込まれます。一方で、近年の下水道使用料(浄化槽使用料含む)収入の推移は横ばい状態ですが、今後は人口減少が予想されており、下水道使用料の減少が見込まれます。
- 下水道事業は独立採算制が経営の基本とされていますが、下水道使用料収入では賄えない分を一般会計からの繰入金(他会計補助金等)で補填しており、経営の健全化を図るために、収入の改善と支出の抑制が必要となります。

図表 下水道処理区域内の接続率(市管理浄化槽分を含む)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
接続率(%)	85.62	85.65	86.22	87.80	87.76

資料：水洗化人口調べ(下水道課)

図表 経費回収率

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経費回収率(%)	62.1	55.0	56.9	67.6	59.5

※経費回収率 = 下水道使用料 ÷ 維持管理費

資料：経費回収率の推移(下水道課)

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-8-2 健全な経営への取組

3-8-2-1 下水道への接続の促進

3-8-2-2 下水道使用料の改定

3-8-2-3 維持管理費の削減

■ 市の取組(細施策) ━━━━

3-8-2-1:下水道への接続の促進

○下水道処理区域内の未接続世帯に対する戸別訪問や通知による接続勧奨を行います。

3-8-2-2:下水道使用料の改定

○収支シミュレーションにより財源不足額を算出し、下水道使用料の改定に向けた検討を行います。

3-8-2-3:維持管理費の削減

○既存施設の維持管理費のさらなる削減の検討を行います。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割) ━━━━

- ・下水道処理区域内の未接続者においては、下水道へ早期に接続しましょう。
- ・下水道事業に関心を持ち、理解を深めましょう。

● 関連する個別計画

○西海市下水道事業経営戦略

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	下水道処理区域内の接続率	R2	87.76%	94.3%
2	経費回収率	R2	57.7%	62.2%

基本政策3-9

循環型社会の実現を目指すまちづくり



基本政策方針

経済的な発展に伴い、地球規模での環境問題が深刻化する中、利便性の高い暮らしとの調和を図りながら、自然と共生できる循環型社会を構築していく必要があります。

自然環境への負荷を軽減するには、日常生活や企業活動において、4R^{*}を意識した取組に心がけるなど、社会経済の行動を変えていくことが必要であり、行政がこうした取組を支援していくことが求められています。

そのため、ごみの発生抑制や再資源化によって極力ごみの減量化を図り、本市の実情に適した循環型社会の実現を目指すまちづくりを推進します。

また、自然環境の悪化は日常生活とも密接な関係にあり、地域としても重要な課題となることから、地域や関係団体とともに、不法投棄の防止や大村湾の水質の改善に努めるほか、生活排水処理の適正化を推進し、排出されるし尿や汚泥を適正に処理するため、施設の適正な維持管理を行い、処理能力の維持に努めます。

■ 基本政策の構成と展開

基本政策3-9 循環型社会の実現を目指すまちづくり

- 施策3-9-1 ごみの減量化と適正処理
- 施策3-9-2 生活排水の適正処理
- 施策3-9-3 不法投棄の対策
- 施策3-9-4 自然環境の保全・活用

■ SDGsによる目標



ごみの減量化と適正処理

[施策の目指す姿]

- 市民・事業者が、ごみの減量化や資源化の重要性を理解し、ごみの発生抑制、資源化に取り組んでいます。
- ごみ収集、適正な処理の体制が整備され、市民・事業者・行政の協働による、二酸化炭素排出量削減を踏まえた循環型社会に向けて行動しています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ ごみの減量化・処理体制

- ごみの再資源化率は、平成27年度に25.6%でしたが、平成27年4月に西海市リサイクルセンター、同年7月に西海市炭化センターをそれぞれ供用開始し再資源化を進めるとともに、市民や事業者に対しても、ごみの減量化や再資源化に関する意識啓発に努めています。その結果、令和元年度には31.0%まで向上しています。
- 令和2年度に策定した西海市一般廃棄物処理基本計画に基づき、新たなごみの減量化等の目標達成に向けた、さらなる再資源化に努める必要があります。
- 西海市大瀬戸最終処分場では、西海市炭化センターの処理残渣、西海市リサイクルセンターの不燃残渣及び西海市汚泥再生処理センターの処理残渣を埋立処分していますが、当該処分場の残余容量は、令和12年3月には満杯になると予測され、その後の処理容量の確保について、検討が必要となっています。
- 新しい最終処分場の整備計画及び供用開始には、適地の選定、周辺市民の同意、環境アセスメント※及び建設工事など長期間を要するため、早期に今後の一般廃棄物処理場の整備計画と合わせた形での新処分場の候補地選定を進める必要があります。

図表 1人1日あたりのごみの排出量

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
ごみの排出量(g/人・日)	799	802	807	830	842

資料：西海市一般廃棄物処理基本計画

図表 ごみのリサイクル率

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
リサイクル率(%)	25.6	30.8	30.5	31.8	31.0

資料：西海市一般廃棄物処理基本計画

図表 最終処分率

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
最終処分率(%)	4.0	3.8	3.8	3.9	3.6

資料：西海市一般廃棄物処理基本計画

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-9-1 ごみの減量化と適正処理

- 3-9-1-1 ごみ処理体制の確立
- 3-9-1-2 適正な維持管理
- 3-9-1-3 市民の意識啓発と活動支援

■ 市の取組(細施策)

3-9-1-1:ごみ処理体制の確立

○効率的なごみ処理を実現するため、西海市一般廃棄物処理基本計画に基づき、持続可能なごみ処理体制の確立を図ります。また、災害が発生した場合にも、西海市災害廃棄物処理計画に基づき、適正処理を図ります。

3-9-1-2:適正な維持管理

○ごみ処理施設の適正な維持管理を行い、処理能力の維持に努めます。
○新しい処理施設の整備については、検討を行うほか、合併前の旧施設等は、適正に処理します。

3-9-1-3:市民の意識啓発と活動支援

○市民や事業者に対して、ごみの減量化や再資源化に関する意識啓発に努めるとともに、関連する市民活動に対する支援を図ります。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ 4R*を心がけましょう。(4R:リフューズ(発生源でごみを断つ)、リデュース(ごみとなるものを減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(資源として再利用する))
- ・ 家庭からのごみ出しの際は、生ごみの水切りなど、ごみの減量化に協力しましょう。

●関連する個別計画

- 西海市一般廃棄物処理基本計画
- 西海市一般廃棄物処理実施計画

●数値目標

No	指標名	現状値の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	ごみの排出量	R1	842 g/人・日	834 g/人・日
2	ごみのリサイクル率	R1	31.0%	31.8%
3	最終処分率	R1	3.6%	2.6%

施策3-9-2

担当課／環境政策課

生活排水の適正処理

[施策の目指す姿]

- し尿及び生活雑排水の衛生的な処理体制の確保、持続可能な汚水処理システムの構築により、健全な水循環が維持されています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 生活排水

- 生活排水の適正処理については、し尿及び浄化槽汚泥の処理に関する課題を解消し、より効率的かつ効果的なし尿処理を行うとともに、循環型社会の形成に貢献するため整備した西海市汚泥再生処理センターの適正な維持管理に努めています。
- 崎戸町平島地区のし尿及び浄化槽汚泥を本土で集約処理するため、し尿運搬車を導入するなど、処理体制の構築を図っています。今後も安定した稼働とともに、適正処理に努める必要があります。

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-9-2 生活排水の適正処理

3-9-2-1 維持管理体制の確立

3-9-2-2 適正な維持管理

■ 市の取組(細施策)

3-9-2-1:維持管理体制の確立

- し尿及び浄化槽汚泥の適正、かつ効率的な処理を図るため、一般廃棄物処理基本計画に基づき、持続可能な生活排水処理体制の確立を図ります。

3-9-2-2:適正な維持管理

- し尿処理施設の適正な維持管理を行うとともに、計画的な施設の補修を図り、処理能力の維持に努めます。
- 合併前の旧施設等は必要に応じて撤去を検討します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・家庭排水は下水道に接続しましょう。
- ・合併処理浄化槽を設置し、家庭排水を処理しましょう。

● 関連する個別計画

- 西海市一般廃棄物処理基本計画
- 西海市一般廃棄物処理実施計画
- 西海市汚水処理構想

● 数値目標

No	指標名	現状値の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	汚水衛生処理率	R1	73.9%	92.7%

施策3-9-3

担当課／環境政策課

不法投棄の対策

[施策の目指す姿]

- 市民一人ひとりがごみのポイ捨てなど、不法投棄を行わない意識が醸成され、モラルの向上が図られています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 不法投棄対策

- 西彼保健所、西海警察署との合同パトロールと、広報紙などを利用した市民への啓発等を実施し、市民一人ひとりのモラルの向上を図っています。

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-9-3 不法投棄の対策

3-9-3-1 不法投棄の防止対策

■ 市の取組(細施策)

3-9-3-1:不法投棄の防止対策

- 不法投棄を防止するため、関係機関をはじめ市民や事業者などとも連携しながら、監視体制の強化を図るとともに、情報発信による意識啓発に取り組みます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・市民等(事業者などを含む)のモラル向上を図り、不法投棄の防止に地域で協力して取り組みましょう。

●関連する個別計画

- なし

●数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	不法投棄の発生件数の減少	R2	9件/年	7件/年

自然環境の保全・活用

[施策の目指す姿]

- 河川や海岸など、本市の豊かな自然環境を守るために、愛護団体とともに行動し、自然・動植物・水辺に親しむ環境が保全されています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 公害防止

- 公害防止の取組としては、悪臭等の通報があった際に、状況に応じて監視・指導を行っています。大村湾においては、関係市町や関係団体等と連携し、水質の改善に努めています。
- 市内に生息する希少野生動植物紹介のPR活動を毎年大鍋まつりで実施しており、引き続きPR活動の実施を通じて、市内の希少野生動植物への理解、保護に取り組む必要があります。

■ 環境保全活動

- 行政による草刈等河川・海岸の環境管理には物理的・財政的にも限界があるため、市民の協力のもと環境づくりに努めてきましたが、引き続き市民に参加を呼びかけ、活動の継続、活性化に取り組む必要があります。

図表 海岸・河川アダプト愛護団体数

	平成27年	令和2年
団体数(団体)	44	43

資料：建設課

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-9-4 自然環境の保全・活用

3-9-4-1 官民協働による環境の保全・活用

3-9-4-2 市民参加による環境保全活動の推進

3-9-4-3 河川や海岸の保全・活用

3-9-4-4 美しい海岸の保全

3-9-4-5 大村湾の水質改善

3-9-4-6 公害の防止

3-9-4-7 自然環境を活かした人づくり

3-9-4-8 豊かな自然環境のPR促進

■ 市の取組(細施策)

3-9-4-1:官民協働による環境の保全・活用

○個人、家庭、民間団体、事業者等からの協力、また、支援を行い、官民協働による自然環境、地域環境の保全を目指します。

3-9-4-2:市民参加による環境保全活動の推進

○引き続き市民参加の必要性と市民協働意識の醸成及び制度の周知徹底を図り、積極的な活動参加を呼びかけることで、市内全域にわたり良好な河川・海岸・港湾施設の環境維持を図っていきます。

3-9-4-3:河川や海岸の保全・活用

○今後の事業において、親水性や生態系などに配慮した多自然型工法等の積極的な導入を図ります。

3-9-4-4:美しい海岸の保全

○海岸管理者等と連携して、海岸漂着物や海岸漂着ごみを撤去し、次の世代のために美しい海岸の保全に努めます。

3-9-4-5:大村湾の水質改善

○関係市町や関係団体等と連携し、二重閉鎖性水域である大村湾の水質改善を推進します。

3-9-4-6:公害の防止

○大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、悪臭などの公害を防止するため、市民や事業者に対する意識啓発に取り組むとともに、事業所等に対しては監視・指導体制の強化を進めます。

3-9-4-7:自然環境を活かした人づくり

○環境教育・環境学習を行うなど、自然環境を活かした人づくりと地域活性化を目指します。

3-9-4-8:豊かな自然環境のPR促進

○自然環境の保全に地域社会全体で取り組むため、市民や事業所等に対し、自然にやさしい生活や事業活動などに関する情報発信を図ります。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・市民や事業所は、市内の美しい自然環境の保全に地域全体で取り組みましょう。
- ・市民や事業者は、大気汚染や水質汚濁等が発生しないよう、公害に関する法律や条例を遵守しましょう。

●関連する個別計画

○なし

●数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	海岸漂着ごみ回収参加者	R2	1,063人/年	1,070人/年

基本政策3－10

脱炭素社会に向かうまちづくりの推進



基本政策方針

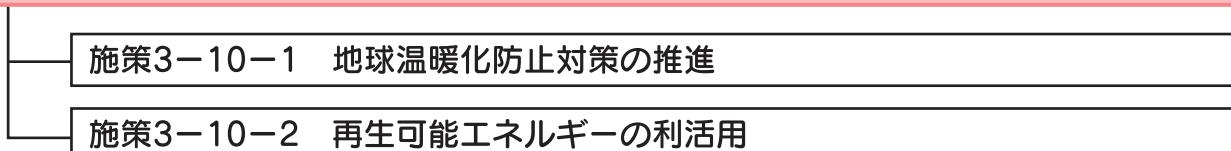
経済発展や技術開発により、人々の生活は物質的には豊かで便利なものとなった一方で、地球環境は限界に達しつつあるとされており、限られた資源の有効活用に努め、環境に過大な負荷を与えない社会システムの確立が求められています。

本市は、令和3年6月、国の「2050年カーボンニュートラル※、脱炭素社会の実現」に向けて、2050年までに二酸化炭素(CO₂)排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」へチャレンジすることを表明しました。

今後は、「脱炭素社会に向かうまち西海市」として、「地球温暖化防止対策」をはじめ、再エネ海域利用法に基づく「江島沖洋上風力発電導入」への取組や「松島火力発電所の高効率発電システムへの転換」など、脱炭素社会に向けたモデル地域づくりや産業、地域振興を強力に推し進めていきます。

■ 基本政策の構成と展開

基本政策3－10 脱炭素社会に向かうまちづくりの推進



■ SDGsによる目標



地球温暖化防止対策の推進

[施策の目指す姿]

- 市民・事業者・行政が、地球温暖化防止、環境にやさしいエネルギー利用に関する正しい知識を身につけ、地球環境に配慮する生活、活動に取り組んでいます。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

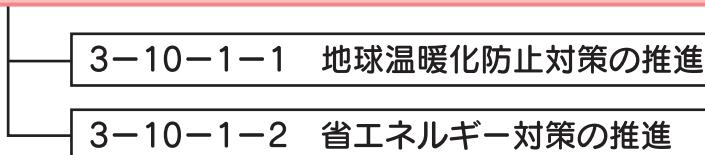
■ 地球温暖化防止対策

- 地球温暖化防止のため、節電などの省エネ対策を実施するほか、西海市地球温暖化防止対策地域推進計画に基づき、環境にやさしい取組について、市民への啓発等に取り組んでいます。今後は脱炭素社会の実現に向けた啓発等を行っていく必要があります。

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-10-1 地球温暖化防止対策の推進



■ 市の取組(細施策)

3-10-1-1: 地球温暖化防止対策の推進【総合戦略4-3①】

- 西海市における地球温暖化防止に関する新たな計画を策定し、脱炭素社会の実現に向けた環境にやさしい取組の普及啓発等に努めます。

3-10-1-2: 省エネルギー対策の推進【総合戦略4-3①】

- 公共施設の電灯をLED電灯へ交換し、公用車においては、ハイブリッドカー・EV※等のエコカーの導入に努めます。また、市民への省エネルギーの普及啓発等に努め、脱炭素社会の実現に向けて取り組みます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・一人ひとりが日常生活の中で、地球温暖化防止へどのようなことができるか考え、身近なことから取り組んでいきましょう。

● 関連する個別計画

- 西海市地球温暖化防止対策地域推進計画
- 西海市再生可能エネルギー活用計画

● 数値目標

No	指標名	現状値の年度	現状値	目標値(令和8年度)
1	ハイブリッドカー・EV※の導入数	R2	10台	47台

再生可能エネルギーの利活用

[施策の目指す姿]

- 二酸化炭素排出量の削減と再生可能エネルギーの活用、産業振興との両立が進み、環境負荷の少ないまちづくりが進んでいます。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 再生可能エネルギー

- 化石燃料の使用量を減らし、地球温暖化の要因となっている二酸化炭素の排出量削減を図るとともに、再生可能エネルギーの活用を促進し、環境負荷の少ないまちづくりを進めることが求められています。
- 無秩序な開発を防止し、市民生活、自然環境及び経済活動への悪影響を回避し、再エネを活用した地域振興につなげる取組を推進するため、環境との調和、地域との共生を図る風力発電のゾーニング計画を平成29年度に策定しました。また、ゾーニング計画の事業推進エリアを対象に、平成29年度から2か年かけて西海市風力発電導入に向けた地域検討会を開催し、地域住民、地元関係者、事業者の協調による地域貢献策の検討を通じて、合意形成・環境保全・地域貢献策のあり方について検討しています。
- 令和元年度の西海市再生可能エネルギー活用計画の改訂により、風力発電など民間企業の再エネ発電事業等を、西海市の地域特性に合った、広域的かつ持続的な地域・産業の振興につなげる取組を具体化し、市民、事業者及び行政が連携して推進する戦略プロジェクトを策定しています。
- これまでの取組を活かして、自然環境と調和し、地域と共生できる風力発電等の再生可能エネルギーの導入を実現し、自然環境の保全と産業振興の両立を図っていくことが必要です。また、脱炭素社会のモデル地域づくりと新産業の創出へ向けて、西海市再生可能エネルギー活用計画を推進していくため、より具体的な仕組みづくりが求められます。

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-10-2 再生可能エネルギーの利活用

3-10-2-1 自然環境の保全と再生可能エネルギー活用による産業振興の両立

■ 市の取組(細施策)

3-10-2-1:自然環境の保全と再生可能エネルギー活用による産業振興の両立【総合戦略1-2②,4-3①】

○西海市再生可能エネルギー活用計画に基づき、環境保全と地域・産業振興につなげる取組を推進し、脱炭素社会のモデル地域づくりと新産業の創出へ向けた、より具体的な仕組みづくりを促進します。

① 洋上風力

○江島沖洋上風力発電の促進区域の指定に全力で取り組むとともに、調査段階から建設、運営段階まで市内事業者が発電事業に参画する機会を創出し、市内関連産業の活性化につなげます。

② 陸上風力

○発電施設の設置に関するルールづくりに向けた整理、検討を行うとともに、再生可能エネルギー事業導入による雇用創出や経済の好循環を生み出す仕組みの構築を図ります。

③ 木質バイオマスエネルギー

○温浴施設や農業ハウス等の化石燃料ボイラーに代わり、地域資源である木質バイオマス※の熱利用を進め、二酸化炭素排出量の削減と経済の地域内循環※を目指します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・市民・市内企業・行政が一体となって脱炭素社会に貢献する再生可能エネルギー導入の取組を普及促進しましょう。

● 関連する個別計画

○西海市再生可能エネルギー活用計画

○西海市風力発電等に係るゾーニング計画

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	再エネ発電事業等により新たに雇用された人数(累計)	R2	1人	20人
2	風力発電事業の導入箇所数(累計)	R2	1箇所	3箇所
3	国の脱炭素先行地域※の指定	R2	—	1箇所
4	海洋再生可能エネルギー実証フィールド(江島・平島周辺海域)における漁業協調策の策定件数(累計)	R2	0件	4件



基本政策方針

市民の健康で快適な生活を守ることは、衛生的な生活環境の向上につながります。

また、人と動物との共生を実現するためには、公衆衛生の観点から適正な飼育とマナーの向上などが求められます。

そのため、公衆衛生を推進するまちづくりに向けて、広報による啓発や犬・猫の適正飼育のほか、墓地や斎場、公衆トイレ等の衛生施設の維持、適正な管理運営に努めます。

また、人と動物との共生を実現するために、動物管理と動物愛護・適正飼育の普及啓発を推進します。

■ 基本政策の構成と展開

基本政策3－11 公衆衛生を推進するまちづくり

施策3－11－1 犬・猫の適正飼育の推進

施策3－11－2 墓地・斎場の適正管理の推進

施策3－11－3 衛生施設の適正管理の推進

■ SDGsによる目標

3 すべての人に
健康と福祉を



6 安全な水とトイレ
を世界中に



11 住み続けられる
まちづくりを



施策3-11-1

担当課／環境政策課

犬・猫の適正飼育の推進

[施策の目指す姿]

- 犬・猫の飼い主は、法令に基づいた適正な飼育を行い、マナーを守って犬・猫を飼っています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 犬・猫の適正飼育

- 犬の放し飼いや犬・猫の糞の不始末による苦情が絶えない状況にあり、飼い主のマナー向上をいかに図っていくかが課題となっています。

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-11-1 犬・猫の適正飼育の推進

- └─ 3-11-1-1 適正な飼育方法の啓発推進
- └─ 3-11-1-2 捨て犬・捨て猫防止対策の推進

■ 市の取組(細施策)

3-11-1-1:適正な飼育方法の啓発推進

- 飼い犬が人や家畜に被害を与えないよう、広報紙による啓発等を通じて、けい留の仕方や、けい留場所等の清潔保持の啓発に努めます。
- 犬の飼い主に狂犬病予防注射を打たなければならないことを周知し、注射を行っていない飼い主に対しては、ハガキなどで別途指導します。
- 不適切な猫へのエサやりや多頭飼育を行う者に対し、長崎県と協力し、指導します。

3-11-1-2:捨て犬・捨て猫防止対策の推進

- 犬・猫を飼うことができなくなった場合は、新たな飼い主を自主的に探す意識の醸成を図ります。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ペットを飼う前に、最後まで責任を持って飼うことができるか考えましょう。
- ・飼い主は、法令に基づいた適正な犬・猫の飼育を行い、マナーを守りましょう。
- ・犬・猫を飼うことができなくなった飼い主は、新たな飼い主を自主的に探ししましょう。

● 関連する個別計画

○なし

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	狂犬病予防注射済票の交付率	R2	75.97%	78.0%

施策3-11-2

担当課／環境政策課

墓地・斎場の適正管理の推進

[施策の目指す姿]

- 墓地の市有化、西海斎場の適正な維持管理が進み、安心して利用できます。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 墓地・斎場

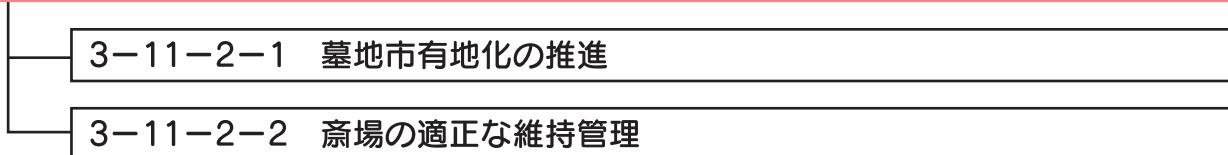
○墓地経営主体は、現施行法の下では、原則、地方公共団体となっていますが、全国的に先祖代々からその地域で守られてきたような昔ながらの墓地については、経営形態がそのまま残っています。

○西海斎場の安定的な運営と施設の利便性向上が求められており、施設設備の経年劣化に対応する修繕や機器の更新など適正な維持管理を行っていく必要があります。

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-11-2 墓地・斎場の適正管理の推進



■ 市の取組(細施策)

3-11-2-1:墓地市有地化の推進

○墓地経営主体の適正化のため、郷有墓地、個人墓地等について、墓地の市有地化を図ります。

3-11-2-2:斎場の適正な維持管理

○西海斎場の火葬設備の保守点検や、施設の維持管理のための改修工事等を実施し、維持管理に努めます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・墓地の市有化に向けた所有権移転登記などに協力しましょう。
- ・墓地区画内の清掃に努めましょう。

● 関連する個別計画

○なし

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	西海市有墓地利用条例設置墓地数	R2	129箇所	170箇所
2	市有墓地設置率	R2	56.6%	74.6%

施策3-11-3

担当課／環境政策課

衛生施設の適正管理の推進

[施策の目指す姿]

- 公衆トイレが清潔に保たれ、市民が利用しやすい施設となっています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■衛生施設

- 公園広場やバス停など、市内各所に設置している公衆トイレを清潔に保ち、周辺環境衛生の維持を図り、利便性向上に努める必要があります。

●施策での取組

■施策の構成と展開

施策3-11-3 衛生施設の適正管理の推進

3-11-3-1 衛生施設の適正な管理

■市の取組(細施策)

3-11-3-1:衛生施設の適正な管理

- 公衆トイレ等の衛生施設について、便器の改修や自動水栓化等、設置目的や利用状況に応じた衛生的な改修、維持管理を行います。

■協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・マナーを守って清潔にトイレを利用しましょう。

●関連する個別計画

- なし



基本政策方針

地域コミュニティの活性化のためには、人的な支援はもとより拠点施設の整備などの支援も必要です。そのため、地域コミュニティ活動の拠点、また災害時の避難所としての役割も担う地区集会所等の施設の維持管理、修繕等の補助を行い、地域の交流拠点づくりに取り組みます。

また、公園利用者の安全を確保するため、計画的な修繕・改修をしたうえで、様々なイベント開催を継続し、交流促進に努めます。

■ 基本政策の構成と展開

基本政策3-12 地域の交流拠点づくり

- 施策3-12-1 地域コミュニティ施設等の整備
- 施策3-12-2 公園の利活用と適正な管理

■ SDGsによる目標



11 住み続けられるまちづくりを



15 陸の豊かさも守ろう



17 パートナーシップで目標を達成しよう

施策3-12-1

担当課／総務課

地域コミュニティ施設等の整備

[施策の目指す姿]

- 地区集会所等が地域コミュニティ活動の拠点として利用されています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 地域コミュニティ施設

- 集会所については、自治会など地域コミュニティ活動の拠点として、また、災害時の共助機能として自主防災組織*や避難所として整備・支援してきたところですが、施設の老朽化による集会所の維持や補修のための支援のほか、防災上の改修についても支援が必要となっています。

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-12-1 地域コミュニティ施設等の整備

3-12-1-1 集会所の整備

■ 市の取組(細施策)

3-12-1-1:集会所の整備【総合戦略4-4①】

- 集会所等の整備については、地域の大切なコミュニティ施設であることから、今後も新築、増改築、防災上の改修等について支援を行います。また、コミュニティ助成事業などの有効活用により、地域活動に必要な施設や備品等の整備を進めます。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ 地区の集会所を地域活動の拠点として利用しましょう。

●関連する個別計画

- 西海市行政改革大綱

公園の利活用と適正な管理

[施策の目指す姿]

- 児童をはじめ、多くの市民が快適に過ごせる公園の計画的な修繕、改修に取り組み、多くの市民が親しみ、安全安心な環境が確保されています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■公園

○利用者の多い公園において十分な修繕が行われていないため、計画的な補修を実施するとともに、効果的な誘客方法を検討、実施し、市民が安全に利用できるよう取り組む必要があります。

●施策での取組

■施策の構成と展開

施策3-12-2 公園の利活用と適正な管理

3-12-2-1 公園の利用促進

3-12-2-2 観光施設の再整備

■市の取組(細施策)

3-12-2-1:公園の利用促進【総合戦略2-3①】

○市民の憩いの場としての公園については、老朽化した施設の計画的な改修を行い、利用者の安全確保に努めます。また、収益性の高いレクリエーションやイベントの場として利用する公園については、情報発信を強化し、交流、誘客促進に努めます。

3-12-2-2:観光施設の再整備【総合戦略1-1⑧】

○老朽化が著しい観光施設等において、解体及び再整備を行い、誘客に努めます。

また、既存施設にWi-Fi[※]を整備し、ワーケーション[※]環境を整える等、新たな付加価値を創出することにより、利用者の満足度向上を図ります。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・ 身近な公園や緑地を大切に使い、維持管理に協力しましょう。

● 関連する個別計画

○西海市観光振興計画

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	観光施設Wi-Fi*環境整備数	R2	2箇所	5箇所



基本政策方針

近年の情報通信技術(ICT[※])の進展は著しいものがあり、技術革新、高度情報化などを背景に、IoT[※](モノのインターネット)やAI[※](人工知能)、ビッグデータ[※]等の活用による経済的発展に加え、地域社会的課題の解決との両立を目指す「Society5.0[※]」を目指しております。社会・経済の活動や人々の暮らしに大きな変化をもたらしています。

そのため、情報化の推進にあたっては、デジタル化を手段とした変革(デジタル・トランスフォーメーション[※])を進め、電子自治体の取組を加速するとともに、誰もがデジタル技術を利用できる環境の整備と活用する技術を容易に習得できる機会を確保します。

■ 基本政策の構成と展開

基本政策3－13 情報化の推進

施策3－13－1 地域情報化の推進

■ SDGsによる目標

10 人や国の不平等
をなくそう



11 住み続けられる
まちづくりを



施策3-13-1

担当課／政策企画課、情報推進課

地域情報化の推進

[施策の目指す姿]

- 情報通信網の利活用により、地域の格差なく生活に必要な情報を受けることができます。
- 市民にとってわかりやすく使いやすい情報を提供され、多くの市民がデジタル技術の恩恵を享受できる社会に向けた取組が進行しています。

●施策を取り巻く環境(現況と課題)

■ 情報通信基盤網利活用

- 中山間地域が大部分を占め有人離島もある本市において、交通網が脆弱であるため、行政手続きに出向くのに多くの時間を要しています。加えて、市内全域の光ファイバーによる超高速通信網の基盤整備が令和3年度において完了するものの、民間事業者による利活用が他都市圏と比べ進んでいない状況にあります。
- 地上波デジタル放送が始まる際に、共同受信施設や高性能アンテナで難視地域の対策が講じられましたが、更新時期を迎え、人口減少により共同受信組合の負担金が嵩み、維持更新が困難となっています。

■ 電子自治体・自治体DX[※]

- 行政サービスについて、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、デジタル技術やAI[※]等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが求められています。
- 現在、公式ウェブサイト等に、市の情報をオープンデータ[※]として掲載していますが、発信している情報量が少なく、また、閲覧者にとって見つけにくくわかりにくい掲載になっているため、市からの情報の掲載を積極的に行い、見やすく、わかりやすい情報発信に努め、閲覧者が求める情報に行き着きやすいよう改善が必要となっています。
- ウェブサイト等の利用の少ない高齢者等に、情報格差による不利益が生じないような対策が求められます。

●施策での取組

■ 施策の構成と展開

施策3-13-1 地域情報化の推進

3-13-1-1 電子自治体の推進

3-13-1-2 市役所公式ウェブサイトの充実

3-13-1-3 デジタルデバイド対策及び人材育成

3-13-1-4 難視聴対策の推進

■ 市の取組(細施策)

3-13-1-1:電子自治体の推進【総合戦略4-3②】

- マイナンバーカード*を利用しての行政手続きのオンライン化を図ります。
- 情報通信技術(ICT*)を活用して、書かせない窓口など、行政手続きの簡素化を図ります。
- AI*やRPA*などのデジタル技術を活用した業務プロセスを構築します。

3-13-1-2:市役所公式ウェブサイトの充実

- 行政情報を効率的かつ効果的に発信できるよう、市の公式ウェブサイトのさらなる充実を図ります。また、SNS*等との連携を図り、誰もが同じようにウェブサイト等で提供される情報を利用できる仕組みの充実を推進します。
- 各課からの情報発信体制、人材育成、媒体に合わせた発信指揮系統の一元化を図り、効果的な情報発信に向けて取り組みます。

3-13-1-3:デジタルデバイド対策及び人材育成【総合戦略4-3③】

- スマートフォン講座などの出前講座を地域で開催し、高齢者等がデジタル技術の恩恵を享受できる社会を目指します。
- 市職員を対象にデジタル技術を活用できる人材を育成します。

3-13-1-4:難視聴対策の推進

- 共同受信施設の維持管理は、人口減少により困難となっていくため、代替策としてインターネット回線の活用について調査研究を行い、対応を検討します。

■ 協働による取組方針(市民・地域・事業者に期待する役割)

- ・市民は、マイナンバーカード※の取得に努めましょう。
- ・地域は、回覧板のデジタル化など、デジタル技術を活用しましょう。
- ・事業者は、デジタル技術を活用してキャッシュレス※決済の導入などによる顧客サービスの向上や業務の効率化に努めましょう。

● 関連する個別計画

○西海市行政改革大綱

● 数値目標

No	指標名	現状値 の年度	現状値	目標値 (令和8年度)
1	デジタルデバイド※対策に係る出前講座	R2	0回/年	5回/年